31 病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の 拡充

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方独立行政法人が民間病院を統合した場合も日本赤十字社など他の公的医療機関と同等に地方税を非課税とする措置を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 地方税法第25条では、地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政 法人のうち、一定の条件を満たすものについては地方税を非課税とする措置が 設けられていますが、病院事業を行う地方独立行政法人が民間病院を統合した 場合は、非課税措置の対象としないとされています。一方、日本赤十字社など の公的医療機関は、用途による地方税の非課税措置が図られており、同様の公 共性・公益性を持つ医療機関の間で、地方税の取扱いに差が生じています。
- そのような中、総務省が平成19年12月に出した「公立病院改革ガイドライン」では、公立病院の再編やネットワーク化を改革の方向性の一つとして示しており、地域の医療資源を有効に活用するため、公立病院と民間病院が統合する事例も出てきています。
- 本県においても、平成23年11月に策定した「地域医療再生計画」に基づき、 地域の実情に応じた病院の再編・統合や複数の病院の機能分担を進めていると ころです。

《課題》

① 本県では、「地域医療再生計画」に基づき、桑名地域の医療体制を整備するため地域医療再生基金を活用して地方独立行政法人の桑名市民病院と民間の山本総合病院の統合を支援し、平成24年4月の地方独立行政法人桑名市総合医療センターの発足に至りました。

地方税法第25条では非課税地方独立行政法人を、「その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うもの」と定めており、桑名市総合医療センターは民間病院との統合であることから、不動産取得税等の県税を課税する必要がありました。

② 本県としては、桑名市総合医療センターが地域社会に安全・安心な医療を提供する極めて高度な公共性・公益性を持つ地方独立行政法人であり、また、日本赤十字社などが設置する公的医療機関に対して地方税の非課税措置が図られていることに鑑み、三重県県税条例を改正し、当該医療機関に課税される不動産取得税等については、課税免除として取り扱うこととしました。

本来、病院事業を行う地方独立行政法人は、県独自の課税免除措置ではなく、日本赤十字社などと同等の地方税の非課税措置が図られるべきと考えます。

県担当課名 地域医療推進課 関係法令等 地方税法

病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充

地方独立行政法人

【地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政法人】 〈対応〉

- 地方税 (不動産取得税等)
- → 非課税

民間の医療法人

〈対応〉

- 地方税 (不動産取得税等)
- → 課税



病院再編統合

地方独立行政法人

〈現状〉

- ・地方税法上、地方公共団体が行っている業務 相当のみ引き続き行う場合は非課税
- ・今回は、地方独立行政法人が民間の医療法人 を再編統合

〈対応〉

- 地方税 (不動産取得税等)
- → 課税

※県税条例を改正し、課税免除とした

〈ポイント〉

- ・今回は、公立病院改革ガイドラインや地域医療再生計画に基づく再編統合
- ・再編統合後も公共性・公益性は引き続き確保

日本赤十字社など

【公共性・公益性のある公的医療機関】

〈対応〉

- 地方税 (不動産取得税等)
- → 非課税



要望事項:日本赤十字社などと 同様、地方税を非課税とすること

32 住所地特例等に係る制度の適切な見直し

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 サービス付き高齢者向け住宅を介護保険制度の住所地特例の対象とすること。
- 2 施設所在地の市町村の負担軽減を図るという住所地特例の考え方に基づき、介護保険適用除外施設から介護保険施設等に入所する場合の利用者の保険者を、介護保険適用除外施設に入所を措置した市町村とするなど、制度の見直しを行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 介護保険制度では、原則、住所地の市町村の被保険者となる住所地主義が とられていますが、施設整備による介護給付費増加等の不均衡を是正するた め、介護保険施設等の入所者を入所前の市町村の被保険者とする「住所地特 例」制度が設けられています。
- しかし、平成23年度に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」(一部の条件を満たす場合を除く)に入居する場合は、住所地特例の対象とされていないため、「サービス付き高齢者向け住宅」の所在市町村が保険者となります。
- また、介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等へ入所する場合は、 介護保険適用除外施設の所在市町村が保険者となります。
- このサービス付き高齢者向け住宅については、三重県高齢者居住安定確保計画により平成26年度までの供給目標量を2,550戸としています。また、介護保険適用除外施設に入所されている方の中にも、高齢化により、介護保険適用除外施設を退所して介護サービスを受けることが必要な方が増加してきています。

《課題》

- ① 住所地特例の対象施設となっていない介護保険適用除外施設やサービス付き高齢者向け住宅が所在する市町村にとって、当該施設の利用者が介護サービスを受けることにより発生する介護給付費の増加は負担となります。
- ② サービス付き高齢者向け住宅の制度は始まったばかりですが、今後、整備が進むにつれ、所在市町村の介護保険制度の安定運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

県担当課名 長寿介護課

関係法令等 介護保険法 高齢者の居住の安定確保に関する法律

介護保険法の住所地特例等に係る制度の課題について

サービス付き高齢者向け住宅の場合

①住所地(居住地) A市

②入居(サービス付き高齢者向け住宅) B市







住所地特例が適用にならず、甲さんのB市における居宅サービス給付費用はB市が負担

介護保険給付費発生

介護保険適用除外施設の場合

①住所地(居住地) A市

②救護施設入所 B市 (※適用除外施設)

③介護保険施設入所 C市











介護保険給付費発生

甲さんの介護給付 費用はB市が負担

B市の 介護給付費の負担が増加

住所地特例制度の見直しが必要

33 介護保険制度における国の費用負担割合の見直し

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

介護保険制度における国の費用負担割合について、国の負担割合25%を維持したうえで、現行の調整交付金を別枠化するなど、地方において持続的に事業が行えるよう、介護保険制度を見直すこと。

【現状と課題】

《現状》

- 平成24年度の特別養護老人ホーム入所状況等調査によると、本県の平成24年9月 1日現在の入所申込者数の実数は10,240人となっており、そのうち重度で自宅におい て介護を受けている方は、1,740人と引き続き多数にのぼっています。
- 本県では、第5期介護保険事業支援計画(平成24年度~26年度)に基づき、特別養護老人ホーム等介護基盤の整備に努めるとともに、重度で自宅において介護を受けている方が早期に入所できるよう、市町と連携し、入所待機者解消に向けて取り組んでいます。
- 本県における平成23年度の介護給付費は1,217.7億円となり、介護保険制度が施 行された平成12年度の484.4億円と比較して約2.5倍となっています。
- 本県における第5期介護保険事業支援計画期間(平成24年度~平成26年度)の第1 号被保険者の平均介護保険料基準額(月額)は、5,314円であり、第1期計画期間(平成 12年度~平成14年度)の2,807円と比較して約1.9倍となっています。

《課題》

- ① 特別養護老人ホーム等の入所待機者数を減らすために施設整備を推進すると、整備に係る費用だけでなく、運営にかかる費用が継続して必要となり、利用者の介護保険料の増加につながります。また、地方自治体の負担(県17.5%、市町12.5%)も増加するため、地方財政を圧迫することとなります。
- ② 今後高齢化の進展に伴い、介護給付費のさらなる増加や介護保険料の増加が見込まれることから、国において恒久的な財源の確保を図り、持続可能な制度が構築される必要があります。

県担当課名 長寿介護課 関係法令等 介護保険法

三重県における介護保険施設(特別養護老人ホーム)の入所申込状況

(平成24年9月1日現在の調査結果)

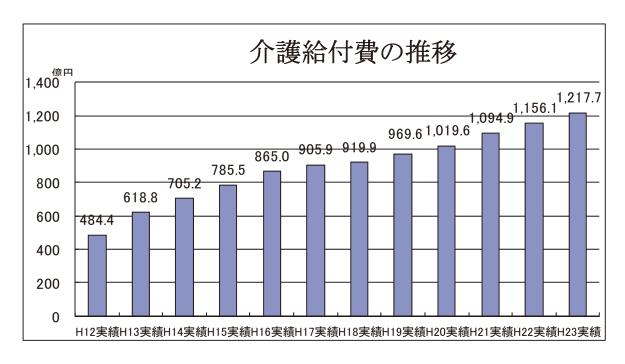
入所申込者数

10,240人

うち、重度で自宅待機している方

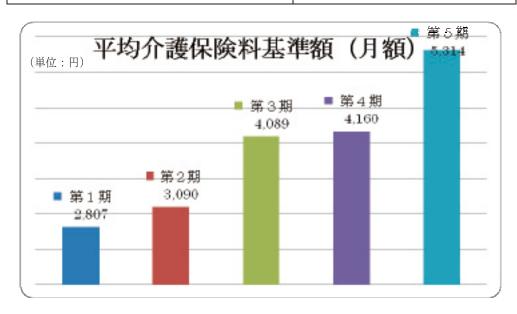
1,740人

三重県における介護給付費の推移



三重県における第1号被保険者の平均介護保険料基準額(月額)の状況

介護保険事業支援計画期間	平均介護保険料基準額(月額)
第1期(平成12年度~平成14年度)	2,807円
第2期(平成15年度~平成17年度)	3,090円
第3期(平成18年度~平成20年度)	4,089 円
第4期(平成21年度~平成23年度)	4, 160 円
第5期(平成24年度~平成26年度)	5, 314 円



34 福祉・介護人材の確保及び地域支え合い体制づくりの推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 拡大する福祉・介護ニーズに対応し、福祉・介護人材の確保を着実に進めていくため、 福祉・介護人材確保対策が継続して実施できるよう、国において必要な措置を講じるこ と。(緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業の延長)
- 2 市町村、住民組織、NPO等の協働による地域の日常的な支え合い活動の体制づくりに対して助成を行う「地域支え合い体制づくり事業」が継続して実施できるよう、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を活用した事業を継続するとともに基金の積み増しを行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県における平成25年3月の介護職の有効求人倍率は2.03倍と、全業種の0.90倍に比べ非常に高く、介護現場における人材が不足しています。また、高齢化の進展等に伴い、中長期的な観点からも、福祉・介護人材の確保・育成が必要です。
- 本県では、特別養護老人ホームの入所待機者数2,123名(平成23年度)を平成27年度において0にするべく、介護保険施設等について、第5期介護保険事業支援計画に基づき、平成24年度から26年度の3ヵ年で2,520床の整備を進めています。
- また、高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者の 地域移行などが進む一方、地域社会における人と人との支え合いなどの絆が弱まっ ています。
- 本県では、市町、住民組織、NPO等の協働による地域の日常的な支え合い体制づくりに対する助成事業「地域支え合い体制づくり事業」の実施により、平成23年度、平成24年度に27市町が実施する132事業に対して助成を行いました。

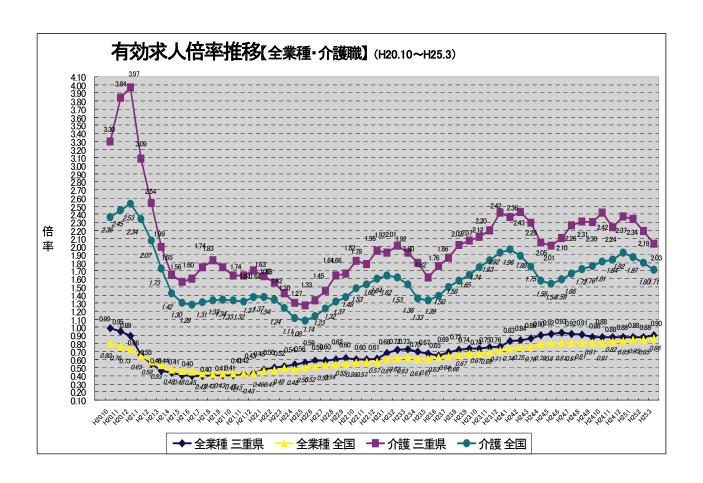
《課題》

- ① 介護保険施設等の整備を進めるなか、ますます介護人材が必要となってきていますが、緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)を財源としている福祉・介護人材の確保対策のための事業について、平成25年度末で終了になることから、十分な福祉・介護人材の確保が、さらに困難になることが懸念されます。
- ② 地域支え合い体制づくり事業は平成25年度末までの実施とされていますが、市町からのニーズもあり、地域の日常的な支え合い体制づくりを推進していくために、継続して実施していくことが必要です。

また、本事業の本年度の基金残額が約6千5百万円と少ないことから、十分な事業実施のためには、さらなる基金の積み増しが必要です。

県担当課名 地域福祉課

関係法令等 緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)管理運営要領 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領



第5期介護保険事業支援計画期間における整備計画数

(床)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3ヵ年の合計
	(整備数)	(計画数)	(計画数)	3ガサップロ 司
特別養護老人ホーム	550	610	520	1, 680
介護老人保健施設	0	410	430	840
合 計	550	1, 020	950	2, 520

35 日常生活自立支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 日常生活自立支援事業において、市町村社会福祉協議会が主体的に当事業を実施できるよう、国·都道府県·市町村の役割·経費分担を明確化するとともに、利用者数の増加に都道府県が対応できるよう、補助率の引き上げ等、国において必要な財源を確保すること。
- 2 生活保護受給世帯と同様に、住民税非課税世帯への生活支援員(※1)の派遣にかかる費用についても、補助対象とすること。

【現状と課題】

《現状》

- 日常生活自立支援事業については、認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、本県における利用者数は、毎年100人前後増加しており、平成24年度の利用者は1,149人、相談件数は36,452件となっています。今後も、本事業の利用者数は年々右肩上がりに増加していくことが見込まれています。
- 基幹的社会福祉協議会(14市)で支援を行っている専門員(※2)が、国の補助基準(35件/人)を超え、平均48件/人の対応を余儀なくされており、利用者への適切な対応が難しくなるケースが増えているため、所要の財源措置が必要です。
- 現状では、利用者の約6割が住民税非課税世帯となっていますが、本県においては、生活保護世帯と同様に生活支援員の派遣にかかる費用(利用料)についても無料とし、その分を地方単独事業による補助金として補てんしています。

《課題》

- ① 市町村の役割や経費分担が定められていませんが、住民ニーズに的確に応えるために、今後は、基礎的自治体である市町や市町社会福祉協議会の取組が重要であり、 その役割を明確にする必要があると考えます。
- ② 国は、生活支援員の各世帯への派遣にかかる費用について、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としていますが、住民税非課税世帯にあっても、地域で自立した生活をするためには同様の経済的支援が必要であり、国庫補助の対象とすることが必要です。

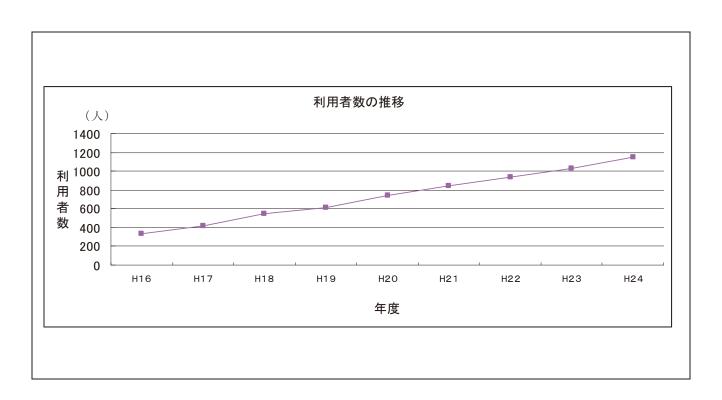
県担当課名 地域福祉課

関係法令等 社会福祉法第81条

- ※1 生活支援員:定められた支援計画に基づき、定期的または依頼があった場合に、対象者を 訪問し、援助を行う。生活支援員の報酬は、対象者が支払う利用料で賄われるが、利用者 の大部分が利用料免除であるため、ほとんどは県、市等が負担している。
- ※2 専門員:初期相談から支援計画の策定、本人の契約締結能力の確認、契約締結に関する業務を主に担う。専門員の人件費は、国と県が補助する運営費で賄われている。

日常生活自立支援事業にかかる利用者数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
利用者数(人)	331	418	543	609	739	841	936	1,026	1,149
対前年度伸び率	150.5%	126.3%	129.9%	112.2%	121.3%	113.8%	111.3%	109.6%	112.0%
増利用者数(人)	111	87	125	66	130	102	95	90	123



36 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

学校施設については、児童生徒等の安全確保が求められるとともに、災害時には 体育館等が避難所となることから、その耐震化推進等に必要な財源の確保及び支援 措置の拡充を図ること。

- ・公立学校施設の耐震化推進のために必要な財源の確保及び支援措置の拡充
- ・私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ(1/2→2/3)及び改築 工事の補助対象の拡大(幼稚園のみから全校種へ)
- 公立学校施設の津波対策に対する支援制度の創設

【現状と課題】

《現状》

- 東海地震、東南海・南海地震が連動する南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が予想されており、津波・浸水等も加わった甚大な被害を及ぼすことが危惧されています。
- 本県の公立小中学校の平成24年4月1日現在の耐震化率は96.8%ですが、耐震化が未完了の市町の中には、厳しい財政状況や統廃合への対応もあり、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。

また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要があります。

■ 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、 国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、私立幼稚 園以外の校種では、改築工事は対象外となっています。

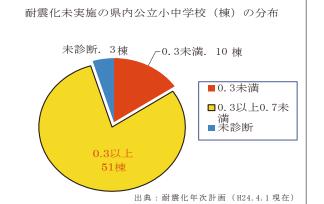
《課題》

- ① 耐震補強工事の実施においては、Is値0.3以上の建物についてもIs値0.3未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を1/2から2/3に嵩上げするとともに、地方債、地方交付税措置の充実及び補助単価の引き上げを行い、耐震化推進のために必要な財源の確保を図る必要があります。
- ② 屋内運動場等の天井等の落下防止対策や内装材・窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるため、現状の算定割合を1/3から1/2に嵩上げを講じる必要があります。
- ③ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げるとともに、全校種において改築工事も対象とするよう補助対象を拡大する必要があります。
- ④ 津波により甚大な被害が予想される地域における防災・減災対策の推進を図るため、公立学校施設を高台移転するための支援制度や、津波に備えて水、電気等を確保するために必要となる改修工事に対する支援措置を創設する必要があります。

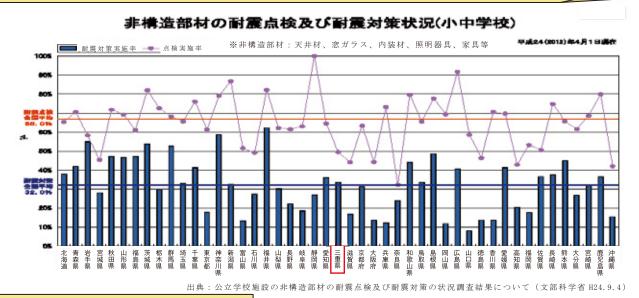
県担当課名 学校施設課 私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震特措法 地震財特法 学校施設環境改善交付金交付要綱 私立学校施設整備費補助金交付要綱

① Is 値 0.3 以上についても 1 / 2 → 2 / 3 に嵩上げが必要



② 非構造部材の耐震対策の推進には、防災機能強化事業の嵩上げ(1/3→1/2)が必要 ※建物の耐震化率に比べ、非構造部材の耐震化は全国的にも進んでいない。



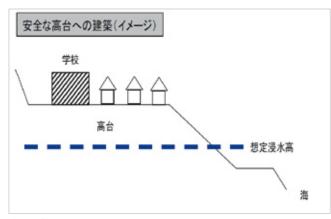
③ 私立学校の耐震化促進が必要

(耐震化率:%) H24.4.1 現在

学校種別	県内私立学校	県内公立学校	差
幼稚園	90.3%	98.1%	▲ 7.8
小中学校	100.0%	96.8%	3. 2
高等学校	86.4%	98.7%	▲ 12.3
特別支援学校	0.0%	100.0%	▲ 100.0
合計	87.8%	97. 4%	▲9.6

④ 高台移転に対する支援が必要





出典:「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(文部科学省 H23.7.7)

37 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「海岸漂着物地域対策推進事業」が平成26年度に終了するため、それ以降に、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。
- 2 海岸漂着物対策は、河川における発生抑制が重要であることから、河川ごみの清掃や 散乱防止対策等に要する費用についても財政上の措置を講ずること。

【現状と課題】

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)が連携して、海 岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言しましたところ、平 成24年度補正予算において、全国で約100億円(本県内示額約2億7千万円)という 大規模な予算が措置され、当県におきましてはそれを有効に活用し、平成25年度か ら26年度にかけて海岸漂着物対策を推進しているところです。
- しかしながら、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、息の長い取組が求められています。
- また、本県が平成21年度から22年度に行った県内の河川におけるごみの実態調査では、ペットボトル等の多くの生活ごみが河川区域内に存在していることが明らかになっており、これら河川区域内のごみが降雨のたびに海域に流出し、その多くが海岸漂着物となっている問題に対しても、有効な対策が求められています。

《課題》

- ① 環境省では地域グリーンニューディール基金に代わる新たな財政支援措置である「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」において、海岸漂着物の回収・処理だけでなく発生抑制対策も併せて実施することとしています。しかしながら、海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収・処理、発生抑制対策を実施することは必要であることから、その実施に係る経費について、平成27年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。
- ② 海岸漂着物対策は、流域圏の河川における清掃や散乱防止対策により、ごみが海に流出する前に回収することが効果的であることから、その実施に係る経費について財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 大気・水環境課 関係法令等 海岸漂着物処理推進法

三重県における海岸漂着物の現状

伊勢湾沿岸の漂着物量の推計結果をみると、全体では約12,000t/年となり、三重県沿岸にはそのうち約7,800t/年、特に、答志島周辺には約3,000t/年が漂着すると推計されています。

大量に堆積する海岸漂着物



答志島等でのごみ回収量(単位 kg) (平成24年環境省実施)

漂着した。

・伊勢湾内には18本中10本が

島名	人工ごみ	流木・潅木
答志島	900	21,188
牛島	1,380	23,658
浮島	720	12,964
合計	3,000	57,810



□ 海岸漂着物の回収・処理の取組

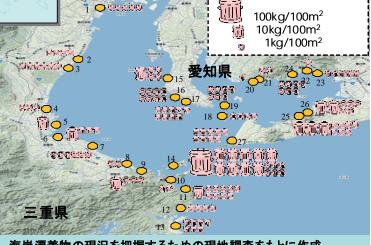
「22世紀奈佐の浜プロジェクト」による清掃活動

実施日参加者数海岸漂着物回収量H24.6.9約300名可燃ごみ1,360kg 他H24.9.8約400名可燃ごみ2,380kg 他



奈佐の浜(鳥羽市答志島)の海岸漂着物

《凡例》



海岸漂着物の現況を把握するための現地調査をもとに作成 調査時期:愛知県(H22.11~12)、三重県(H21.11~H22.10)



■ 平成24年度地域環境保全対策費補助金の概要

	予算額	補助率	補助対象事業
海岸漂着物地域対策推進事業	約100億円 (平成25年度~ 平成26年度)	10/10 (一部1/2)	・海岸漂着物の回収・処理に関する事業・海岸漂着物の発生抑制対策に関する事業(普及啓発等)

38 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の嵩上げ(1/3→1/2) や採択基準の緩和(資本単価90円/㎡→70円/㎡)等財政支援の充実を図ること。
- 2 大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ(1/2→ 2/3)等財政支援を充実するとともに、災害査定時に柔軟な取り扱い(水没した 施設の高所移設等、原形復旧しない場合の提出書類の簡素化等)を図ること。
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象として、 道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。

【現状と課題】

《現状》

- 多くの市町の水道事業において、長引く景気低迷や人口減少等により事業収益が減少傾向にあり、経営が厳しさを増している状況の中、耐震化等の施設整備が予定どおり進んでいません。さらに、平成22年度の採択基準の変更(資本単価の引き上げ)に伴い、市町によっては一層厳しい状況となっています。
- 水道施設の災害復旧に係る補助事業では、平成23年の紀伊半島大水害において初めて特別の措置(補助率の嵩上げ)が講じられましたが、今後も大規模な災害の発生が懸念される中、恒常的な制度は設けられていません。また、災害復旧では原則として原形復旧とされているため、水没対策として施設を高所に移設する場合など、査定の当日に原形復旧との比較資料が必要となります。
- ■「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」)」 においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業と して運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。

《課題》

- ① 市町水道事業の経営環境が厳しい状況の中、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた耐震化対策や、老朽化施設の更新等の水道施設整備に係る補助事業において、補助率の嵩上げや採択基準の緩和等の財政支援の充実が必要です。
- ② 工業用水道では経済産業省が激甚災害指定時に補助率の嵩上げ措置を講じていますが、大規模な災害が発生した際には、多大な復旧費用を要することから、水道においても、こうした特別の支援措置が必要です。また、将来、再度災害が発生した際に同様の被災を防止するため、施設の設計を見直す(原形復旧しない)場合、災害査定時に柔軟な取り扱いが求められます。
- ③ 激甚法は独立採算を前提とした公営企業として運営される水道施設の災害 復旧事業を対象としていませんが、道路等と同様に重要なライフラインである ことから、水道施設についても、今後、同法の対象とすることが必要です。

県担当課名 大気・水環境課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

1 水道補助事業における財政支援の充実

① 耐震化や老朽管の更新のための多額の経費が公営企業の経営を圧迫!!

|補助率の嵩上げが必要(1/3 → 1/2)

② 平成 22 年度の採択基準の変更(資本単価 70 円/m³以上 ⇒ 90 円/m³以上)

資本単価等の採択基準の緩和が必要

2 水道施設災害復旧費補助金制度の充実と柔軟な取り扱い

① 紀伊半島大水害 (H23) における補助率嵩上げ

風水害による災害の場合1/2M6.0 以上の地震の場合2/3

火山活動による被災の場合 8/10

地震は地下設備が広範囲に被害を受ける との考え方だが・・・・・

実際には水害でも大規模な被害が発生 補助率の嵩上げが必要(1/2→2/3)

② 災害査定時の柔軟な取り扱い

災害復旧事業では原則として原形復旧に限られているため、例えば、水没対策として電気施設(配電盤等)を高所に移設する場合、査定の当日に「原形復旧」と「高所移設」の比較資料が求められます。



災害復旧事業の査定時に柔軟な取り 扱い(書類の簡素化等)が必要!





【参考】平成23年台風12号により 被災したポンプ室(熊野市)

3 激甚法の対象事業について

激甚法対象事業

- ·公共土木施設(道路·下水道等)
- 公立学校施設
- 公営住宅
- 農地、農業用施設

等

激甚法対象外事業

- 電気
- ・ガス
- 工業用水道
- ・水道

公営企業は独立 採算のため、激甚 法の対象外

道路や下水道等と同様に、重要なインフラ施設 として、**水道事業も激甚法の対象に!**

39 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の充実強化と地方自治体が地域の実情に応じて、人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額するとともに、地方自治体の提案する事業が優先的に採択される制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状を踏まえた、法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立すること及びその実施における地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施する こと。

【現状と課題】

《現状》

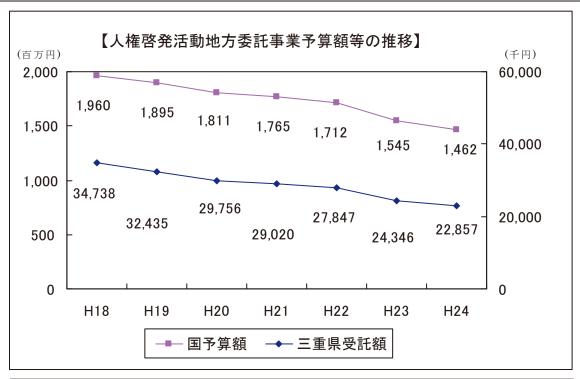
- 偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決のため、 地域の実情を踏まえた人権啓発が必要です。本県では、人権啓発活動地方委託 事業による市町再委託制度と合わせて、県単独補助金制度を設けて、市町と連 携して啓発を推進しています。
- 人権侵害による被害者の救済に関しては、本県では県人権センター等に人権 に関する相談窓口を設け支援を行っています。
- インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生しており、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やボランティア養成講座等の人材育成支援を実施しています。

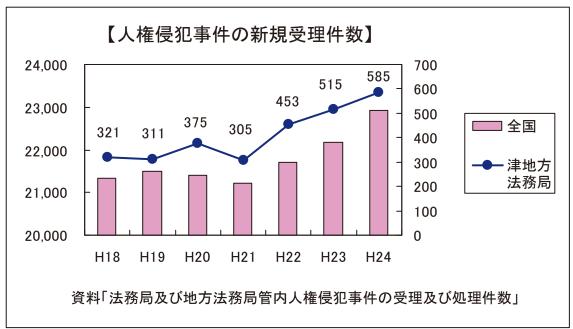
《課題》

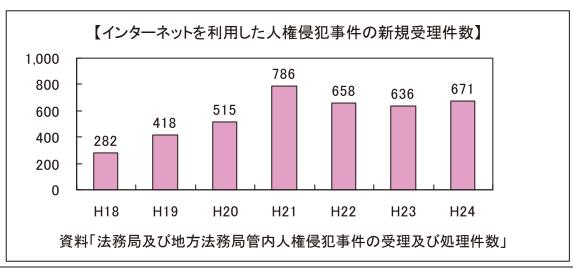
- ① 国と地方自治体が連携を密にし、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を各地方自治体が主体的に取り組む必要があります。そのためには、人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保され、事業の採択にあたっては、地域の実情を踏まえ、地方自治体の意向が十分に反映される仕組みが必要です。
- ② 人権侵害に対する被害者救済に関しては、県には調査の権限がないことなど から相談などによる対応には限界があり、実効性が担保された国による救済制度が確立され、市町等の相談機関とも連携して被害者救済が推進されていく必要があります。
- ③ インターネット上の人権侵害については、現行法では有効な手段が取れず、 瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性を踏まえ、速やかに書込み等を削除することができる法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

県担当課名 人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律







40 多文化共生社会づくりの推進

(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するための、外国人全般の受入の方向性を含め た基本理念と施策の中長期的な方向性を示す大綱等を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時の対応等を念頭に、多言語で情報を伝える仕組みづくりやネット ワークの構築などの広域的な県の取組を支援する制度を創設すること。
- 4 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指 導及び日本語指導に係る施策の充実及び財政支援を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 三重県の外国人登録者数は、45,312人(平成23年末)と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっていますが、全国的にも、近年の日本の人口減少や外国人住民の定住化など、環境は大きく変化しています。
- 外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識が高まり、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組が進んできています。
- 本県では、市町等が多文化共生社会づくりに取り組めるよう地域で活躍する 人材の育成に取り組んできましたが、南海トラフ巨大地震などの災害時には広 域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、多言語で情 報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築を目指しています。
- 本県の公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、1,709人で、在籍する学校数は221校となり、県内の公立小中学校及び県立学校の約35%にあたる学校に在籍しています(平成24年9月1日現在)。

《課題》

- ① 国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」は、日系定住外国人に限定した取組を示すにとどまっており、中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、及び日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針の策定には至っていません。
- ② 外国人住民が集住する市町に対しては特別交付税が交付されていますが、現在の多文化共生社会づくりに関する取組への財政的支援は、まだ不十分です。
- ③ さまざまな主体との連携による広域的な県の取組に対しては、財政的支援はなされておらず、国としての新たな支援制度が必要です。
- ④ 外国人児童生徒の広域化に伴い、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立及び進路保障を図ることが必要です。

また、平成24年度においては、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業(国の補助事業)」の大幅減額調整により、初期適応支援員の人員、勤務日数の削減等、県内の受入促進事業が十分に行えない状況でした。

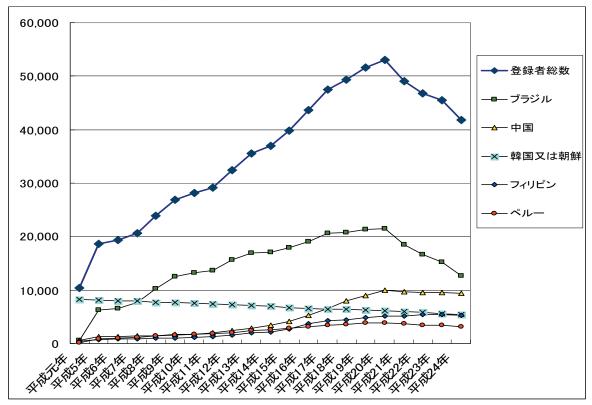
県担当課名 多文化共生課 小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

都道府県別外国人登録者数の割合(平成23年末)

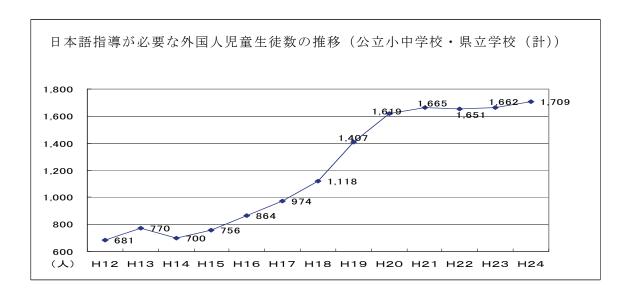
順位	都道府県名	外国人の割合	外国人登録者数	日本人の人口
1	東京都	3.07%	405,692 人	13, 196 千人
2	愛知県	2.71%	200,696 人	7,416 千人
3	三重県	2.45%	45,312 人	1,847 千人
4	大阪府	2.33%	206, 324 人	8,861 千人
5	岐阜県	2. 29%	47,375 人	2,071 千人
全国計		1.63%	2,078,508 人	127, 799 千人

(出典:在留外国人統計 法務省)

外国人登録者数の推移(三重県)



(三重県多文化共生課調べ)



(三重県教育委員会調べ)

41 消費生活の安全・安心の確保

(内閣府、消費者庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 市町の相談体制の充実及び消費者教育の推進のため、平成26年度以降の新た な財政支援制度を創設すること。
- 2 消費生活相談員の人材と相談の質を確保するため、相談員制度全体の再構築 を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、消費者行政活性化基金を活用して、消費生活相談体制の充実に取り組んだ結果、現在、全29市町のうち12市5町で相談員が配置されましたが、週3日以上配置されているのは11市という状況です。小規模な市町では単独で相談員を配置することは難しく、広域的連携による相談体制については1市3町で具体的協議が進んでいますが、他地域では進展していない状況です。
- 消費者教育・啓発については、特に高齢者の被害防止のため、消費者啓発地域リーダー養成や教材作成・提供等の啓発活動促進を行ってきました。本県では、地域啓発の担い手である消費者団体が少なく、構成員も高齢化しているほか、市町において出前講座等の学習機会を提供しているところも少ないため、さらに担い手を育成していくことが必要です。また、平成24年12月13日に消費者教育推進法が施行されたことから、消費者教育を総合的・一体的に推進していくための体制整備が求められています。
- 本県では、相談員を養成して人材バンクを運用していますが、養成講座の応募が 地域的に偏在してしまうため、相談員を配置できない市町もあります。 また、相談員の処遇も不安定であるため、相談員を目指そうとする人材が相対的 に不足しています。

《課題》

- ① 国の消費者行政に対する長期的な支援が見えないことから相談員配置に消極的な市町が多いため、市町の取組を後押しするような長期的な財政支援制度が必要です。
- ② 消費者教育推進法の施行を受け、県の責務として、学校・大学・地域等における消費者教育を推進し、人材育成、教材充実等を着実に進めていくためには、人員不足等地方自治体の実情に応じて活用しやすい財政支援制度が必要です。
- ③ 県内全域に相談員有資格者を確保するとともに、相談の水準を確保して安定した相談体制とするために、相談員の専門性に見合った雇用形態・処遇の改善や資格制度など、相談員制度全体の再構築が必要です。

県担当課名 交通安全・消費生活課

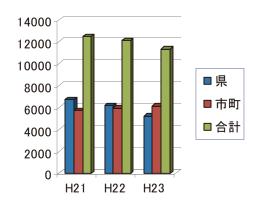
関係法令等 消費者基本法 消費者安全法 消費者教育推進法

三重県における消費生活相談の現状

(1) 県と市町との相談分担状況

- 市町で相談できる割合が徐々に増えたが、ほとんどの市町では相談対応は県に依存しており、小規模な市町では市町自身の対応件数が1桁や0件のところがある。
- 県と市町の相談件数合計は減少傾向にあるが、被害にあった時どこにも相談しなかった人の割合が36.2%(消費者庁「消費生活に関する意識調査」2011年度)あり、まだ相談が潜在化していると考えられる。

年度	県	市町	合計
21	6,734件	5,720 件	12,454 件
22	6,179件	5,941 件	12,120 件
23	5,218件	6, 128 件	11,346 件



【市町の相談分担率】(政令市を除く)

H21 年度 全国平均 54% 三重県内 43%

H23 年度 全国平均 58% 三重県内 54%

【高齢者の相談の特徴】(60歳以上)…年々相談割合が増加している

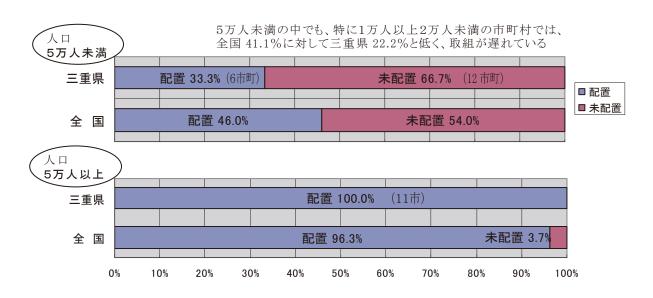
H21 年度 23.3% 平均被害額 1,274,089 円 ↓ H22 年度 24.9% 2,863,067 円

H23 年度 26.3% 2,935,647 円

(2) 市町の相談員配置状況

【全国の市町村の相談員配置状況 (政令市除く)】

H24.4.1



42 廃棄物の適正処理の確保と推進

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 産業廃棄物の適正処理を一層促進するため、多量排出事業者に対する電子マニフェストの活用を義務付けるなどのロードマップを早期に作成し、電子マニフェストの普及を強力に促進すること。
- 2 循環型社会の構築に向けて、市町が整備する高効率ごみ発電施設やマテリアル リサイクル推進施設等への循環型社会形成推進交付金について、平成25年度分の 満額交付や平成26年度分の必要額を確保すること。
- 3 新たに設置する安定型最終処分場について、遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。

【現状と課題】

《現状》

- 電子マニフェストの普及は全国的に十分に進展していない状況にあり、平成24年の衆議院での附帯決議(同普及率を50%以上としたロードマップを作成すること)がなされ、平成25年策定予定の循環型社会形成推進基本計画において、同普及率の目標値が50%(平成28年度)と設定されています。
- 平成25年度における当該交付金の予算案は要望総額の6割強の354億円(24年度比 76%、△11億円)であり、十分な交付金額が確保されていないことから、要望額に対 する交付率はかなり低い状況です。
- 現在、安定型最終処分場の構造基準は、遮水工など浸透水の地下浸透を防止する設備の設置は不要となっていることから、安定型5品目以外の廃棄物の付着や混入などがあった場合、これらの影響による地下水の汚染が懸念されます。さらに、新たな科学的知見に基づき水質基準が強化された場合、地下水が新基準を超過する汚染リスクに対して的確に対応できるよう備えが必要です。

《課題》

- ① 電子マニフェスト制度の活用は、排出事業者等の自主判断に委ねられているため、 今後、電子マニフェスト普及を一層促進するため、多量排出事業者に活用を義務付け る法改正を行うなど、これまで以上の積極的な取組が必要です。
- ② 三重県内の市町は財政基盤の脆弱な市町が多く、循環型社会の構築に向けて、国の支援を受けないと必要な基幹的施設の整備が進められないことが懸念されます。
- ③ 日常の監視業務において、安定型5品目以外の付着・混入がないか否かを完全に把握することは難しく、また、一旦、地下水が汚染された場合にはその状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。

県担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱等

1 電子マニフェストの普及率

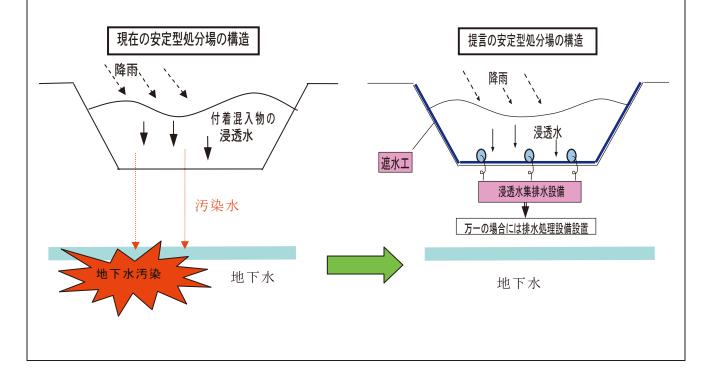
		備考				
19 年度		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	(目標値)
全国	9.1%	14.3%	18.6%	23.6%	25.4%	H28 (50%)
三重県	12.4%	25.0%	26.7%	27.9%	29.8%	H27 (40%) 💥

- ※ 本県では、多量排出事業者等(500 t/年以上)の電子マニフェスト制度の加入率につい て、平成27年度末での100%を目指しています。
- 循環型社会形成推進交付金の状況 (三重県)

循環型社	(単位:百万円)		
	24 年度	25 年度	26 年度(見込み)
要望額	2, 074	3, 419	5, 498
交付金	2, 074	(2割弱が暫定予算により措置)	_
充当率	1 0 0 %	_	_

(参考)

- ・交付率 交付対象経費の 1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の先進的施設は 1/2。
- ・25 年度要望額 高効率ごみ発電施設(鳥羽志勢広域連合1,501 百万円等)、マテリア ルリサイクル推進施設(鳥羽志勢広域連合 512 百万円等)等
- ・26年度要望予定額 高効率ごみ発電施設(松阪市1,960百万円、四日市市1,337百万 円)、マテリアルリサイクル推進施設(津市735百万円等)等
- 3 安定型最終処分場の構造基準の強化のイメージ



43 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- I 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠を拡大するとともに、「地域内フィーダー系統バス」の補助要件(新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限定)をさらに緩和すること。
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、複数年におよぶ事業や大手民 鉄の施設整備も対象とするなど、補助対象事業及び対象者を拡大すること。
- 3 地方鉄道事業者の厳しい経営状況や、沿線自治体による支援の増大を踏まえ、 事業欠損に対する新たな支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、「地域間幹線系統バス」に加え、新たに「地域内フィーダー系統バス」も補助対象となりました。
- 本県では、国の制度改正の動向や内容を見据え、平成21年度から平成23年度にかけて、国や市町、事業者と議論を重ねてきました。その結果を踏まえ、県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進めているところです。
- 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助制度では、複数年に及ぶ大規模な設備更新は補助対象外となっています。また、大手民鉄は補助対象外であることから、年々老朽化する施設の整備が遅れています。
- 地方鉄道事業者の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

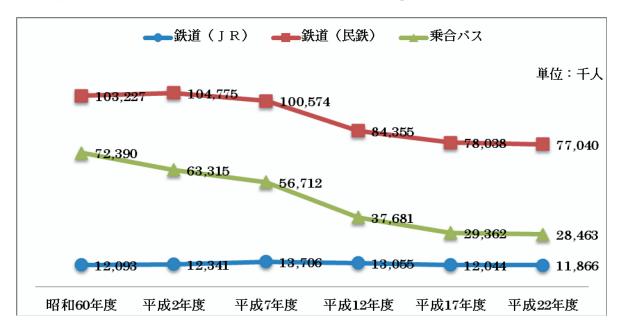
《課題》

- ① 生活交通のネットワーク化を進め、バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、これまで以上の予算枠の確保が求められています。
- ② 「地域内フィーダー系統バス」の国の補助要件は一部緩和されたものの、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限られていることから、市町にとっては未だ条件が厳しく、ネットワーク化推進の妨げとなっています。
- ③ 本県は、国の補助制度(国と沿線自治体の協調補助)を活用し、県内の地方鉄道事業者の設備の整備等に対して支援をしていますが、地方鉄道事業者にとって安全性向上のための投資は大きな負担となっています。そのため、国の補助対象事業を拡大し、整備を促進していくことが必要です。また、大手民鉄は、補助対象とならないことから、補助制度の対象者を拡大し、施設整備を促進していく必要があります。
- ④ 経営が厳しい地方鉄道の運行支援については、県内の沿線自治体も多額の負担を しており、地方鉄道事業者の経営安定のため、事業欠損等に対する国の新たな支援制 度の創設が必要となっています。

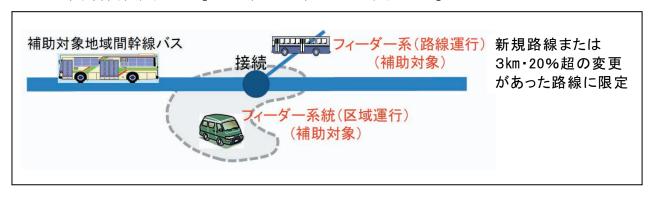
県担当課名 交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

※ 県内輸送機関別旅客流動の推移 「三重県統計書」



※「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」のイメージ



44 地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への 支援強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

航路維持のため、バスや鉄道等の公共交通機関と同様に、欠損に対する補助や 施設・設備の更新に対する補助等の支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶ鳥羽伊良湖航路は、平成22年9月末で廃止されることになっていましたが、地元の強い要望を受け、愛知県、鳥羽市、田原市や国と存続策を協議し、自治体の支援、運航事業者の経営改善により、新たな経営体制の下、平成22年10月以降も運航が継続されています。
- 鳥羽伊良湖航路は、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化や広域的な連携、リダンダンシーの観点から重要な役割を担う社会基盤であり、今後も維持していくことが必要です。
- 本県では、同航路を存続させるため、愛知県や鳥羽市、田原市とともに、伊勢湾フェリー(株)の株式の取得、経営基盤強化のための資金支援を行ったほか、港湾使用料や固定資産税等の減免を実施しているところです。
- 地元自治体等と連携して、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設立し、国の支援を受けて「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」を平成23年3月に策定し、この計画に基づき、平成23年度から25年度までの3年間、フェリーを活用した旅行商品の造成や航路のPRなどの利用促進策に取り組んでいます。

《課題》

内航フェリーは、高速道路政策や燃油価格の高騰など環境変化の影響を受け やすいことから、同航路を維持していくためには、国による新たな支援制度の 創設や施策の実施が不可欠です。

県担当課名 交通政策課



鳥羽港~伊良湖港間 (23.2km) を伊勢湾フェリー㈱がフェリー 3 隻で平日 8 往復、 土日祝日等 9 往復、年始・大型連休・お盆等繁忙期に 13 往復を運航。(所要時間:55分)

45 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、速やかに検証を行い、早期完成に最大限努めること。

【現状と課題】

《現状》

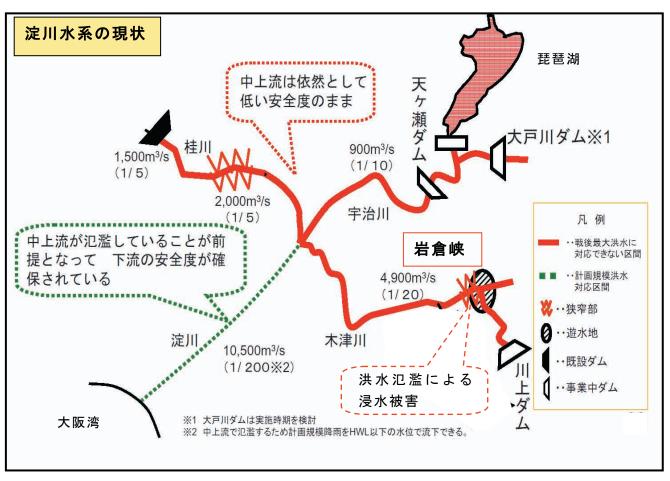
- 川上ダムは、平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、 平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成 27年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成15年度に40戸(100%)の移転が完了し、 用地について は約97%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工工事は、平成23年1月に概成しています。
- しかしながら、国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっています。

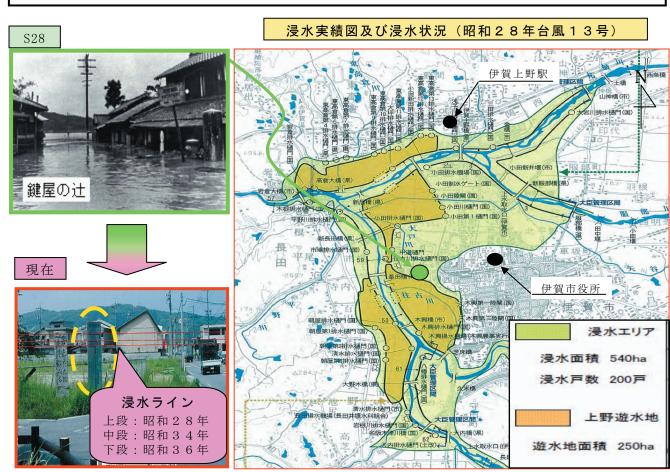
《課題》

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では平成24年の台風 17号の接近時に、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

県担当課名 水資源・地域プロジェクト課 大気・水環境課 河川・砂防課 水道事業課 関係法令等 河川法 水資源開発促進法 水資源機構法

淀川水系の治水安全度の現状





46 国民体育大会の開催にかかる運営費等の支援

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成33年第76回国民体育大会の開催に向けて、開催県の負担を軽減するとともに、大会の充実が図られるよう、開催県に対する大会運営費の補助対象について、市町が負担する経費も含めること。
- 2 大会の簡素・効率化を図るため、施設基準の適用にあたっては、開催県の実情に応じ弾力的に運用できるよう検討を進めること。

【現状と課題】

《現状》

- 国体は、経済の長期的低迷やスポーツの国際化の進展等による関心の低下、 開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化してきており、大会の 充実・活性化と併せて、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議 論が活発になってきています。
- 国体は、国、(公財)日本体育協会及び開催県の三者共催となっており、国は、開催県に対し、式典及び競技運営に直接必要な経費を補助していますが、 市町にも、競技会の開催経費や施設整備費等、直接的な経費負担があります。
- 総合開会式、閉会式及び競技会場となる施設の整備につきましても、国体施設基準を満たすために必要な施設改修など開催に係る経費は、開催都道府県及び市町が負担しています。

《課題》

- ① 国体の本大会では正式競技37競技に加え公開競技等が開催されますが、大会運営費、競技役員の養成及び施設の整備など開催県の大きな財政負担が生じているところです。
- ② 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費及び運営費に係る市町が負担する経費は対象となっていません。
- ③ 施設基準の適用や実施競技の決定については、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の実情に応じた弾力的な運用がしにくい状況にあります。

県担当課名 国体準備課 関係法令等 スポーツ基本法

文部科学省

国民体育大会開催準備事業

地方スポーツ振興費補助金交付要綱

第3条 文部科学大臣は、<u>都道府県が行う</u>次の各 号に掲げる事業を実施するために必要な 経費のうち、<u>補助金の対象として大臣が</u> <u>認める経費</u>*について、予算の範囲内で 補助金を交付する。

- (1) 略
- (2) 国民体育大会開催事業
- *補助金の対象として大臣が認める経費: 式典及び競技運営に直接必要な経費

【A県の例】		(百万円)
費目	使 途	金額
閉会式会場仮設 施設整備費	閉会式会場仮設施設整備費業務	106
式典実施業務費	式典運営業務	85
開・閉会式輸送 対策費	経費、交通警備業務等	69
競技役員編成事 業費	県外競技役員旅費、委嘱状等作 成費	34
警備・消防関係 費	自主警備業務、防災機器費、避 難経路広報チラシ作成費	16
記録関係事業費	競技記録処理業務	13
来場者関連事業 費	来場者管理システム運用業務	6
参加章等作成費	参加章作成、大会参加記念章作 成	6
会場飾花・美化 関係費	開・閉会式会場清掃業務、会場 美化消耗品費	5
通信機器整備費	有線回線整備、無線機賃貸・保 守管理費	3
競技運営推進事 業費	表彰状・賞状作成費	2
傷害保険加入費	傷害保険一式	2
馬事衛生推進費	馬事衛生本部等設置費	1
その他	医師謝金、救護所等医薬品、実 施本部設置運営費等	1
炬火台制作費	炬火台維持管理費	1
計		350

国民体育大会開催準備事業における原則的な役割

現行の補助対象

開催県の業務 総合開・閉会式等

- ・全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び実施
- ・開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等



補助対象として新たに要望する経費

会場地市町の業務 競技会の運営等

・競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び実施

・競技会の実施及び競技会実施本部の運営等



47 農林水産物・食品の販路開拓に係る支援事業の拡充

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 農林水産物・食品の国内販路開拓支援事業で支援する商品について、販売開始前の商品だけでなく、販売後1年以内の商品まで対象を拡大すること。
- 2 農林水産物・食品の輸出支援事業について、
 - (1) 審査料等の商談成立後に発生する経費を補助支援対象にすること。
 - (2)補助率の上限を現行の2分の1から3分の2に引き上げること。

【現状と課題】

《現状》

- 国は、地域における農林漁業者と多様な事業者とのネットワーク構築など6次産業化等の取組を推進するため、新商品開発やその販路拡大等の取組を支援しています。また、農林水産物の輸出額を倍増させ平成32年度に1兆円水準の達成をめざし、輸出に取り組む事業者の拡大に取り組んでいます。
- 本県においても、「もうかる農林水産業」の推進に向けて、三重ブランドをは じめ地域資源を活用した商品について、食品関連事業者団体等と連携して物産 展を開催するなど、生産者や事業者等が国内外で販路拡大をめざす取組を支援 しています。
- 国の国内販路開拓支援事業の支援対象は、販売開始前の新商品に限定されていますが、中小の食品事業者等は、販売開始後数ヶ月まで、新商品として販売する場合が多く、その場合は支援の対象外となっています。
- 国の輸出支援事業においては、商談会出展費、バイヤー招へい費などは支援の対象(2分の1の補助)とされていますが、輸出国によっては、食品ごとに食品安全局の審査が必要となるなど、商談成立後に相当額の費用負担が発生する場合があります。

《課題》

① 国内販路開拓支援事業について、支援対象を販売前の商品に限定することは、 商品の販売実態に合致しておらず、販路拡大を推進するうえで支障となってい ます。

特に、積極的に売り込みたい新商品について支援事業を活用して全国規模の商談会に出展する場合には、商談会後しか販売できないために、販路開拓の機会を逃すことが懸念されます。

② 生産者や事業者等が新たに農林水産物等の輸出に取り組む場合には、成分検査費など商社との調整に多額の費用が発生する場合があります。

特に、中小事業者は、支援事業を活用して物産展等に出展しても、輸出額が少額であるため、すぐに利益が出せず、輸出を断念する場合があります。

県担当課名 フードイノベーション課

関係法令等 6次産業総合推進事業実施要領 輸出拡大サポート事業実施要領

現行の販路開拓支援 (6次産業総合推進事業)

- ■補助対象経費(商談会等への出展に要する経費など) ※『新商品等(既に販売しているものは除く。)』の販路開拓が要件
- ■補助率:1/2

課題

販路開拓に取り組む事業者

全国規模の展示商談会に出展しようとした場合、<u>商談会の開催</u>まで新商品を販売できない。

新商品開発後から商談会開催ま での期間、販路開拓の機会を逃 す。 販路開拓支援の対象となる商品要件 (「既に販売しているものは除く。」) を撤廃 販路開拓の機会増加

■輸出拡大支援事業の支援拡充の必要性

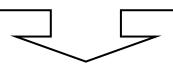
現行の輸出支援 (輸出拡大サポート事業実)

- ■補助対象経費(海外商談会出展費、放射能検査費、バイヤー招へい費など)
- ■補助率:1/2

課題

輸出に取り組む中小事業者

商談成立後に<u>審査料や成分検査費</u> 等の初期投資が必要となり、中小 事業者にとって負担が大きい。



農林水産物の輸出を断念

商談成立後に発生す る経費を支援対象に 追加

補助率を 1 / 2 → 2 / 3 に 引き上げ 農林水産物の輸出促進

48 紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る 国の法令等の改正

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 野生獣の侵入防止柵の整備実態を踏まえ、農林水産業施設災害復旧事業の対象となる共同利用施設の所有者に、「被害防止対策協議会」を追加すること。
- 2 漁業用施設の災害復旧について、養殖施設と同様に定置網も激甚法に基づく災害復旧事業の対象にすること。
- 3 県が管理している国立公園施設について、災害復旧制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成24年12月21日の政令改正により、災害復旧事業の補助対象となる共同利用施設に「鳥獣侵入防止施設」が追加されましたが、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町や農業協同組合等により組織された「被害防止対策協議会」が整備した施設は、補助の対象とはなっていません。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、水産 動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については 対象とされていません。
- 県が設置・管理している国立公園施設が台風等で被災した場合、国の災害復旧事業の対象とされていません。

《課題》

- ① 本県の野生獣の侵入防止柵は、そのほとんどが「被害防止対策協議会」により整備されており、災害復旧事業の対象となるよう制度改正が必要です。
- ② 定置網漁業は、養殖業と同じく沿岸の漁場に施設を常設して操業されていることから、津波や台風など大きな自然災害が発生した場合、すぐに移動させることが困難であるため甚大な被害が生じます。そのため、沿岸漁業で重要な地位を占める定置網にも養殖業と同等の支援が必要です。
- ③ 県が管理している国立公園施設について、突発的に発生する甚大な被害に対応するための災害復旧制度による国の支援が必要です。

県担当課名 獣害対策課 水産資源課 みどり共生推進課 関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 自然公園法

■紀伊半島大水害による野生獣の侵入防止柵の被害及び復旧状況

【被害を受けた侵入防止柵の延長距離】 12,055m(6市町)

【災害復旧事業の対象事例】



農地の崩壊とともに倒壊した「侵入防止柵」

暫定法に基づく対象農地となり早期復旧

マ根拠>

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の 暫定措置に関する法律」の第2条の定義に該当 →農地・農業用施設の一部としての位置付け

→農地と一体的に復旧

【災害復旧事業の非対象事例】



「侵入防止柵」だけが流失、倒壊した場合

政令改正により災害復旧の共同利用施設に 「鳥獣侵入防止施設」が追加



市町やJA等が 所有する施設は 災害復旧事業 の対象



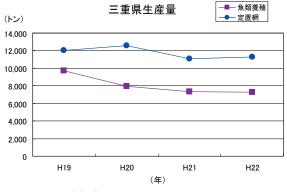
「被害防止対策協議会」 が所有する施設は 災害復旧事業 の対象となっていない。

早期復旧が困難

■本県の定置網漁業の状況 (養殖漁業との比較)

定置網の生産量は養殖による魚類生産量を上回る重要な漁業種類となっています。

損壊した定置網[南伊勢町宿浦] (東日本大震災に伴う津波被害)





■自然公園の被害状況

吉野熊野国立公園飛雪/滝野営場 (紀伊半島大水害)



県が管理する国立公園施設(17施設)において、突発的に甚大な被害が発生した場合

国の災害復旧事業の対象外



財政負担が重く迅速な復旧が困難

49 大規模災害の発生に備えた農業施設維持補修にかかる 地方負担の軽減

(総務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

老朽化した、農業用ため池、排水機場や頭首工などの基幹的な農業水利施設の 改修整備にあたっては、事業が着実に実施できるよう、

- (1) 地方債(公共事業等債)充当率(現行90%)を100%にすること
- (2)事業の公共性に配慮し、国庫補助率(現行50%~55%)を引き上げることなどを通じて、地方負担の軽減を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県には、3,132箇所の農業用ため池があり、その多くで堤防や取水施設などの老朽化が進んでいることから、大規模地震等の発生により、堤防が決壊した場合には、重大な被害の発生が懸念されています。
- また、302施設の排水機場や頭首工など基幹的な農業水利施設があり、その うち4割近くの施設が耐用年数を超えていることから、老朽化による機能低下が 顕著となってきています。
- 国の平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算案において、大幅に増額された「震災対策農業水利施設整備事業」等を活用し、ため池の一斉点検や耐震調査、基幹的な農業水利施設の機能診断や耐震調査を実施する予定です。
- また、平成27年度までに行う耐震調査や整備計画書の作成について、国から 定額補助を受けられるようになったことから、今後、改修整備が必要な箇所を 明確にすることができるようになりました。
- これまでも、国の補正予算で改修整備を行う場合には、公共事業等債の充 当率は100%とされています。

《課題》

- ① 今後、耐震調査の結果をもとに改修整備を進めますが、地方の財政負担が大きくなると、工事が円滑に進まない可能性があります。
- ② 公共事業等債の充当率について、逼迫した地方財政状況に鑑み、当初予算において改修整備を行う場合でも100%にするとともに、国庫補助率については、事業の公共性に配慮して引き上げるなどの、地方負担の軽減措置が望まれます。
- ③ 平成24年度補正予算において、公共投資の地方負担が大規模になるため、地方の資金調達に配慮した「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」が創設されましたが、当該予算限りの措置であったことから、地方負担の軽減策として継続的な実施が望まれています。

県担当課名 農業基盤整備課

関係法令等 震災対策農業水利施設整備事業実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱

大規模地震・集中豪雨に伴い考えられる課題

(1) 大型地震発生に伴う影響

東日本大震災発生時に福島県のため池が決壊したことにより、公共施設だけで無く、人命・財産が奪われました。本県でも、3,132箇所の農業用ため池があり、今後、東南海地震等大規模地震が予想されるなか、同様の被害が生じる危険性が高まっています。



(2) 多発する集中豪雨に伴う影響

ここ数年、集中豪雨が多発しており、平成23年 度には紀伊半島大水害が発生し、多大な被害が 生じました。本県には排水機場などの基幹的役割 を果たす農業水利施設が302箇所あり、老朽化に 起因する能力低下により、被害が都市部にまで及 ぶ危険性が高まっています。



国の定額補助による点検・調査

国の定額補助により、農業用ため池や老朽化 した基幹的な農業水利施設の一斉点検・耐震 調査を実施



耐震補強等、整備すべき施設の "優先度の把握"が可能



地方負担を軽減した計画的な施設整備の実施

「待ったなし!」の自然災害から県民の生命・財産を守るために、点検・調査した結果による早急な整備の実施が急務



多額の事業費が必要であり、地方財政にとって 負担が大きいことから、対策が進まない



国庫補助率・地方債充当率の引き上げにより "早急な整備"が可能

50 新規就農の促進に向けた施策の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

新規就農者の着実な定着に向け、

- 1 「青年就農給付金制度」について、基金造成している民間団体から就農者に対して、直接給付する仕組みに変更すること。
- 2 新規就農者の定着を図るため、地域の農業者が新規就農者を多面的に支援する 「農業参入サポーター設置制度(仮称)」の創設を図ること。
- 3 地域資源を活用した商品開発やマーケティングに関する就農者等への支援を強 化するため、「協同農業普及事業交付金」の予算を十分に確保すること。

【現状と課題】

《現状》

- 国では、平成23年度補正予算から、「新規就農者倍増プロジェクト」において、 青年就農給付金制度を柱とする新たな施策の実施や既存制度の拡充などが行われて います。
- 本県では、平成24年度から国の「青年就農給付金制度」を効果的に推進し、新規 就農者の地域への定着を図るため、サポーターとして登録した地域の農業者(新規 就農者の里親)が、新規就農者を多面的に支援する制度を実施しています。
- 現在、新規就農者の確保・育成をはじめ、農業の生産性向上のための技術指導や 6次産業化・農商工連携に向けた企業とのコーディネート活動など、普及指導員が 中心となり、「もうかる農業」の実現につなげるための農業者への支援活動を展開 しています。

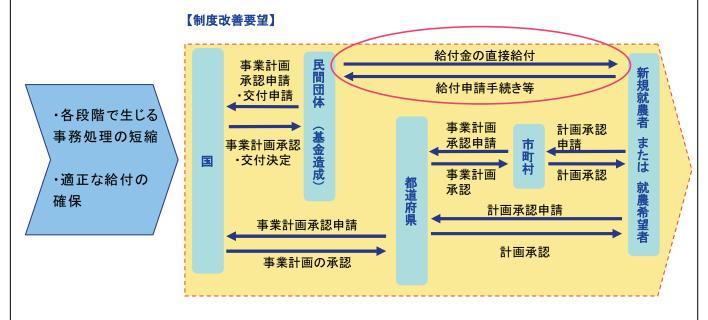
《課題》

- ① 「青年就農給付金」は、平成24年度補正予算から基金化されたものの、依然、地方自治体を経由する支払いには手間と時間を要することから、給付金を迅速に支払えるよう、国より補助金を受け基金造成している民間団体から就農者に直接給付するなど、給付の仕組みを改善する必要があります。
- ② 新規就農者の定着を推進するためには、新規就農者が地域にとけ込み、安心して農業に打ち込めるよう、地域の農業者が技術面、生活面から新規就農者をサポートする仕組みが有効です。
- ③ 新規就農者の定着や「もうかる農業」の実現につなげていくためには、生産技術の指導はもとより、6次産業化やマーケティングの実践支援など、普及指導員の活動を充実・強化させていく必要があります。

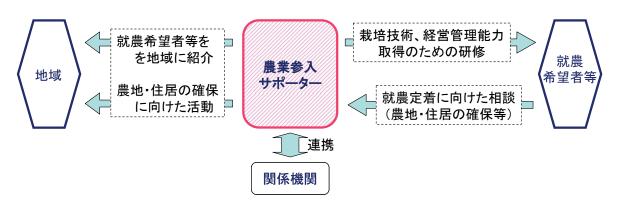
県担当課名 担い手育成課

関係法令等 新規就農総合支援事業実施要綱 農業改良助長法

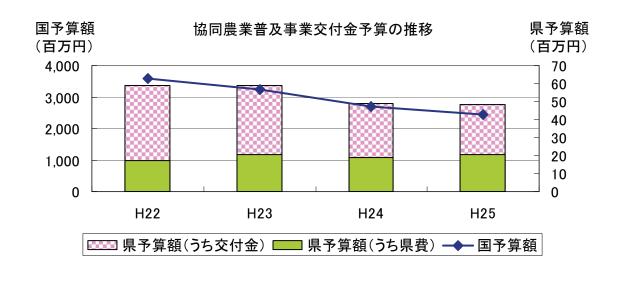
■ 「青年就農給付金事業」における直接給付となるような制度の改善



■ 「農業参入サポーター設置制度(仮称)」による支援イメージ



■ 「協同農業普及事業交付金」の三重県における交付状況



51 木材需要拡大のための地域材活用への支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「木材利用ポイント」制度、公共建築物等の木造・木質化に対する支援、地域 材利用開発、地域材新規用途導入促進を一時的な対策でなく、継続的に実施する こと。
- 2 住宅等への波及効果を高めるため、商業施設や銀行など大勢の人が利用する民間建築物の木造・木質化に対する支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 国では、「平成32年度の木材自給率50%以上」をめざすべき姿として掲げ、 木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしています。
- 国の平成24年度補正予算では、地域材の需要喚起策として、新たに「木材利用ポイント」制度が創設されたほか、「森林整備加速化・林業再生基金」の拡充により、公共建築物等の木造・木質化に対する予算が確保されるとともに、新たに地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進支援が創設されましたが、いずれも一時的な支援策となっています。
- 県では、「もうかる林業」への転換を図るため、施業の集約化、高性能林業機械の導入、路網整備等の促進による木材生産の低コスト化と併せて、「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化の促進など県産材の利用拡大に取り組むこととしています。

《課題》

- ① 地域材の需要を拡大するため、「木材利用ポイント」制度及び公共建築物等の木造・木質化に対する支援の継続的な実施が必要です。
- ② 新たな地域材の需要を創出するため、地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進に対する継続的な支援が必要です。
- ③ 直接的な地域材の利用拡大効果はもとより、住宅等における地域材利用促進などの波及効果をさらに高めるため、公共建築物等に加えて、商業施設や銀行など大勢の人が利用する民間建築物における木造・木質化を促進することが必要です。

県担当課名 森林・林業経営課

関係法令等 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

県産材利用拡大に向けた本県独自の取組例

住宅等での利用拡大

- ・「パートナー企業」による県 産材のPR活動を支援
- ・金融機関による住宅ローン の金利低減

波及効果

商業施設等での 利用拡大

・県産材を商業施設の 内装等に利用する「パートナー企業」による PR活動を支援



地域材利用拡大に向けた国の支援

森林整備加速化•林業再生基金事業

復興木材安定供給対策

(平成23年度第3号補正)

- 事業期間が平成26年度まで延長
- ・公共建築物の木造・木質化は対象外

強い林業・木材産業構築緊急対策 (平成24年度第1号補正)

- 木造公共施設等整備が対象となる。
- ・新たに地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進が創設される。

「木材利用ポイント」制度

- ・国の平成24年度第1号補正予算において新たに創設
- ・地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農 林水産物との交換等を行う取組を支援

拡

充

提言①

「木材利用ポイント」制度

- ・平成24年度補正予算に計上されたが、継続性は未定。森林整備加速化・林業再生基金事業
- ・強い林業・木材産業構築緊急対策事業(平成24年度第1号補正)の執行期限については、原則<mark>平成25年度末</mark>となっている。

需要拡大策 継続的な

一時的でなく、継続的な支援が必要

- ・「木材利用ポイント」制度
- ·公共建築物等の木造·木質 化
- ・地域材利用開発及び地域材 新規用途導入促進

提言②

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の 対象建築物(支援の対象となる建築物)

- 1 国又は地方公共団体が整備する公共の用 又は公用に供する建築物
- 2 国又は地方公共団体以外の者が整備する 学校、老人ホーム等

波及効果

大勢の人が利用する民間 建築物の木造・木質化の 促進が必要

- 商業施設
- ・郵便局、銀行 など

- 120 -

52 力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 資源管理・漁業経営安定対策に不可欠な養殖共済について、養殖数量を客観的に把握できることなどを条件に、全員加入要件を緩和すること。また、マグロ養殖にかかる赤潮特約については、地方自治体の義務負担を見直すこと。
- 2 広域魚種の種苗生産・放流で都道府県等が連携・分担する「栽培漁業推進協議会」において、国も種苗生産に用いる親魚の確保や飼育管理などの役割を分担すること。
- 3 漁場の生産力の回復や環境改善のために行う底質改善(しゅんせつ、耕うん等) について、地方債(公共事業等債)の対象事業とすること。

【現状と課題】

《現状》

- 県では水産物の安定供給を図るため、漁場改善の観点から漁場改善計画の遵守に取り組む養殖業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・漁業経営安定対策を推進しています。漁業共済の中で養殖を対象とする養殖共済の赤潮特約の掛金については、関係法令及び国会の附帯決議により、国が3分の2を補助し、残り3分の1は地方自治体が負担し、漁業者の負担はありません。また、近年、クロマグロ養殖業が拡大し、平成22年度から養殖共済の対象魚種となりました。
- 広域魚種の種苗生産・放流について、県財政の逼迫等により、県単独で栽培漁業を推進することが困難となるなか、関係9県で構成される太平洋南海域栽培漁業推進協議会に参画し、各県が連携して放流事業に取り組んでいます。
- 伊勢湾における漁場環境を改善し、水産資源の増大を図るため、干潟の造成や再生、底質改善等の取組を進めています。

《課題》

- ① 資源管理・漁業経営安定対策を推進するため、漁業共済への加入を促進していますが、養殖共済の加入にあたっては、地区ごとに全員加入が義務づけられており、 1 人でも加入しないと地区の全員が加入できないため加入促進の妨げとなっています。また、クロマグロ養殖業は、沖合の漁場で養殖することから他の魚類養殖と比べ赤潮被害のリスクが低いことや、漁業会社が資本を投入して事業が営まれていることから、この見直しによって養殖業を営む漁業者の負担を増大させることはありません。
- ② 連携・分担による共同種苗生産体制には、種苗生産に不可欠である健全な親魚の安定的な確保や飼育管理などが課題となっています。
- ③ 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による総務 大臣の指定を受けたしゅんせつ以外の底質改善(しゅんせつ、耕うん等)は地方債(公 共事業等債)の対象外となっており、着実な事業進捗を図る上で地方の財政負担が大 きくなっています。

県担当課名 水産資源課 水産経営課 水産基盤整備課

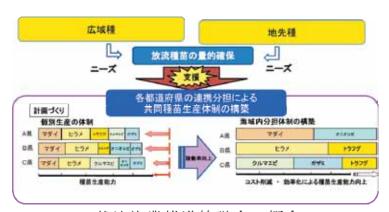
関係法令等 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針 漁業災害補償法 地方財政法 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別 措置に関する法律

現在 要件緩和後 A地区 加入したい 加入したい 加入したい 加入したい 加入したい 大済に加入できない 本地区の全員が共済に加入できない 大済に加入しない 大済に加入しない

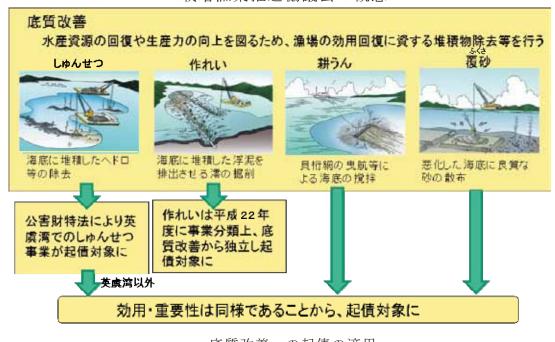
養殖共済における全員加入要件の見直し



全体に占めるくろまぐろに対する掛金の割合



栽培漁業推進協議会の概念



底質改善への起債の適用

53 高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後、直ちに、畜産農家等が雇用調整助成金を円滑に利用できるよう、支給要件の緩和や支給開始時期に係る特例措置を早期に行うこと。

【現状と課題】

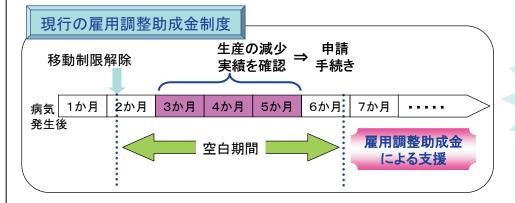
《現状》

- 雇用調整助成金制度は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫上、 生産活動の縮小を余儀なくされた畜産農家等が家畜の飼養管理等に熟練した優秀 な従業員の雇用を維持するために利用できる非常に有益な制度です。
- 平成22年4月から国内で発生した口蹄疫に関しては、支給要件の緩和に加え特例 措置が設けられたことから、移動制限解除後の1か月間の生産量や売上額などの見 込みが、発生前1か月間の実績や前年同期と比較して5%以上減少する場合には、移 動制限解除後直ちに、助成金の申請が可能となりました。
- 一方、平成22年11月から翌年2月にかけて国内で頻繁に発生した高病原性鳥インフルエンザに関しては、支給要件の緩和が一部実施されたものの、支給開始時期に係る特例措置が設けられなかったことから、移動制限解除後1か月間の減少見込みではなく減少実績が支給条件となり、移動制限解除後直ちに、助成金の申請ができませんでした。
- なお、これらの支給要件の緩和等に係る特例措置は、家畜伝染病の発生が終息 したことをふまえ、平成24年4月に廃止されています。

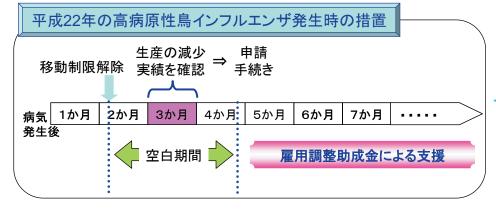
《課題》

- ① 雇用調整助成金制度の支給要件の緩和や特例措置については、雇用環境が悪化する事案の発生時において臨時的に設けられており、一定期間が過ぎると失効します。このため、高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、その都度支給要件の緩和や特例措置の設定が行われる必要があり、これらの発動が迅速になされないと、畜産農家等の負担増大を招きます。
- ② 高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、これまでの口蹄疫の発生時と同様の支給要件の緩和に加え、支給開始時期に係る特例措置を行うことにより、畜産農家等が移動制限解除後直ちに、雇用調整助成金を申請できるようにすることが必要です。

県担当課名 畜産課 関係法令等 雇用保険法 ■ 雇用調整助成金の利用の流れ



移動制限解除後 3か月以上 利用できない



移動制限解除後 1か月以上 利用できない

畜産農家等に 負担が生じないよう 措置が講じられる 必要あり

提言内容

新たな発生時において、次の措置を併せて早期に 実施すること

- ① 支給要件の緩和
 - ・・・ 生産の減少実績期間が 3か月 → 1か月
- ② 特例措置
 - ・・・ 実績ではなく 見込み で申請が可能

【①と②をあわせたイメージ】

移動制限解除後 3か月間の生産実績 1か月間の生産<u>見込み</u>

今回の要望による新たな措置(平成22年の口蹄疫と同様の措置)

← 生産の減少 手続き 見込みを確認 移動制限解除 病気 1か月 2か月 3か月 4か月 5か月 6か月 7か月 発生後 雇用調整助成金による支援

移動制限解除後 直ちに 利用が可能

54 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 新エネルギーの導入拡大に向けて、災害時における太陽光発電電力の利用などに係る規制緩和の早期実施と、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に加えて、住宅用太陽光発電の補助金の継続や太陽光発電設備の設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、電力系統の安定化に向けた支援策を拡充すること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 国においては、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を施行し、あわせて規制緩和、 法令改正に向けた取組が進められています。
- 本県においても「三重県新エネルギービジョン」を平成24年3月に策定し、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保に取り組むこととしており、メガソーラーの設置計画などが進んでいるところです。
- また、本県は、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されていますが、近年、騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査解析が行われ、その結果をふまえて、経済産業省において環境影響評価の手引きが作成される予定です。

《課題》

① 太陽光発電施設の導入促進については、災害時の自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるよう、電気事業法に関する規制緩和が必要です。

また、依然として経済性や設置場所の制約などに課題があるため、固定価格買取制度に加えて、住宅用太陽光発電補助金の継続や、現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、新エネルギー導入拡大を見据え、電力系統安定化対策を進めるための支援策を講じることが必要です。

② 風力発電施設の円滑な建設を促進するため、国でガイドライン等を早急に 策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業法 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ほか

三重県新エネルギービジョン(H24.3 策定)



●基本理念

エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給力向上

●目標

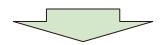
平成 32 (2020) 年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 46 万 1 千世帯分に相当する量の新エネルギーを県内に導入

●戦略プロジェクト

三重県の強みを活用し、協創の取組のもと、5つの戦略プロジェクトを展開

- 1 地域エネルギー創出プロジェクト
- 2 まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト
- 3 家庭、事業所における新エネルギー導入促進プロジェクト
- 4 エネルギーの高度利用促進プロジェクト
- 5 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

現状と課題



①新エネルギー導入促進に係るさらなる規制緩和の必要性

- ・行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」規制緩和 103 項目 (H24.3 公表) のもと、さらなる規制緩和が必要。
- ②風力発電施設整備の迅速・効率的な推進に向けた環境整備の必要性
 - ・比較的風況が優れる地域特性を生かした風力発電の導入が期待されているが、 騒音・低周波音の影響に対する懸念あり。

提言①:新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和、支援策の拡充

- ●新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和 メガソーラー等の電力を災害時等に非常電源 として活用するための規制緩和 など
- ●住宅用太陽光発電補助金制度の継続

新エネルギーの短期的かつ大量導入に向けた 経済性、確保するため、住宅用太陽光発電補助 制度の継続

●未利用地域への太陽光発電導入支援策

現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援策が必要

●電力系統安定化に向けた支援策

出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統強化や蓄電池等の技術開発等に向けた支援策が必要



伊勢二見メガソーラー光の街(伊勢市) (平成 25 年夏頃稼動予定、容量 5,000kW)

提言②:風力発電施設の建設促進に向けた環境整備

●国のガイドライン等の早期策定 円滑な風力発電施設整備に向けて、 全国的レベルで解決が求められる 課題に対する国のガイドライン等 の早期策定が必要



青山高原周辺の風力発電施設(51基、72,000kW)

※さらに 40 基、8 万kW の増設計画あり。将来、1サイトで 1事業者が設置するものでは国内最大となる見込み。

55 電源立地地域振興対策の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分について、電力の安定供給を 確保するうえで火力発電の重要性が一段と高まっていることに鑑み、交付水準を改善す ること。
- 2 クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進や周辺地域の持続的な発展 を図るため、水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、周辺地域の意見を十分に 踏まえ、交付水準の改善及び交付期間の恒久化を図ること。
- 3 電源立地地域対策交付金の貸付事業の基金について、雇用要件の緩和や新エネルギー 導入促進の支援策として財源を有効活用できるよう弾力的な運用を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

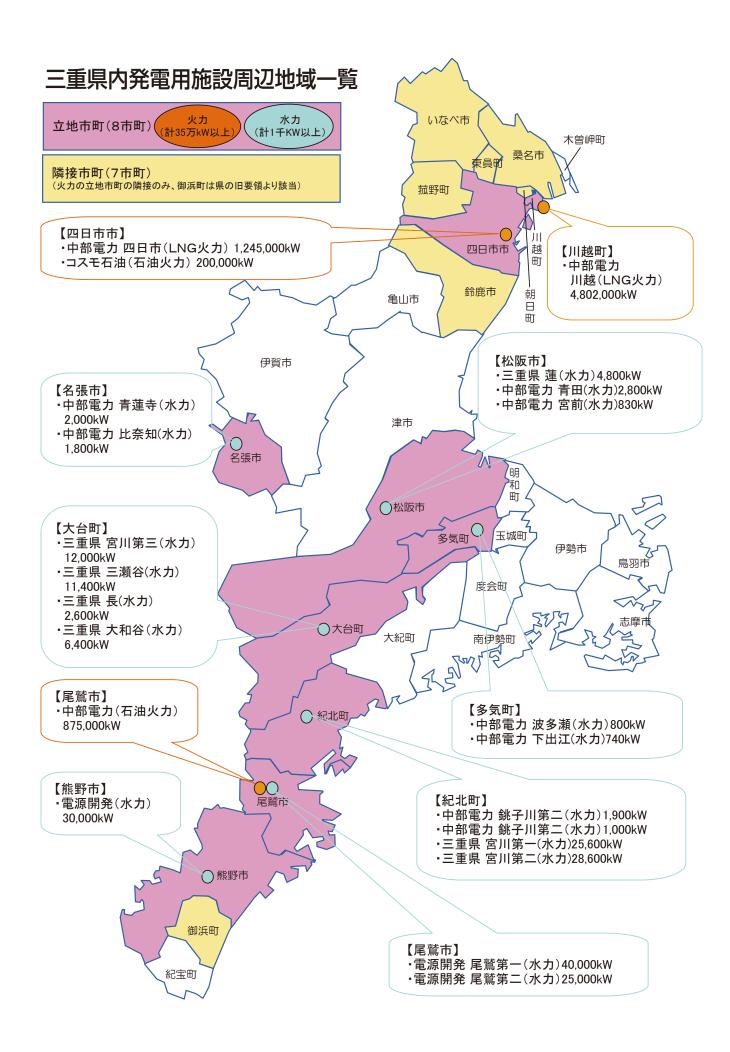
- 電力移出県等交付金相当部分については、平成21年の事業仕分けにおいて、火力発電に係る交付の比率を見直され、平成23年度から交付金の限度額算定における火力発電の係数比率が引き下げられました。これにより、本県の限度額は、平成22年度に比べ約40%の減額となっています。
- 水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、平成23年度の見直しにより、交付期間が10年間の延長がなされ、運転開始後15年経過以降最大40年間、該当市町村に交付される一方で、交付金限度額の算定単価の引き下げ等により、関係7市町の交付限度額は減額((H22年度)58,000千円→(H24年度~)49,494千円)となりました。
- 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金は、電源立地地域対策交付金交付規則において「事業地域に立地する企業に対する設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業」と規定され、これまで25件(貸付総額8億9千万円)の貸付を行っていますが、現行制度は3人以上の雇用義務を課しており、平成9年5月を最後に活用されていません。

《課題》

- ① 電力移出県等交付金相当部分は、公共用施設の整備等住民福祉の向上に活用され、 発電施設の設置及び運転の円滑化に資するとともに、本県及び県内市町における貴重 な財源となっています。電力移出県等交付金相当部分の算定にあたっては、電力需給 が厳しい中、高効率な火力発電の重要性を勘案されるとともに、電源立地地域の意見 を十分に踏まえ、交付水準の向上を図ることが必要です。
- ② 水力発電施設が所在する地域は、その多くが山間地域にあり、過疎化や少子高齢化が進展し、水力発電施設周辺地域交付金相当部分は地域振興のための重要な財源となっているため、周辺地域の意見を十分に踏まえ、交付水準を改善するとともに、交付期間を恒久化することが必要です。
- ③ 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金を有効活用し、電源立地地域の振興を図るためには、雇用要件の緩和や新エネルギーの導入促進等の支援策となるよう交付規則の弾力的な運用が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則 ほか



56 未利用工場排熱の農業生産システムへの展開

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業生産システムの構築に向けて、生産者と企業が連携した取組をトータルパッケージで支援する制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災以降、これまで以上に新エネルギーの活用や省エネルギーの 推進が求められ、特に、我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱を 有効に利用することが重要となってきています。
- また、食料自給率は約40%と、主要先進国中最低水準にあるなかで、植物工場など生産性の高い農業生産システムの導入が進められていますが、暖房等のエネルギーコストが高く経営を圧迫しています。
- 本県では、「みえグリーンイノベーション構想」(H25.3策定)のもと、ものづくり中小企業の技術を農業分野などに展開することによる第一次産業の高付加価値化に資する農商工連携を推進しています。

《課題》

- ① 工場などの施設からは未利用の低温排熱が大気に大量に放出されており、 こうした熱源を農業などに有効利用することは、省エネルギーを一層推進す るため有効な手段です。
- ② こうした未利用排熱やバイオマス利用による熱源と、エネルギーを大量に使う植物工場などとの組合せは、温度・湿度や二酸化炭素濃度などの最適制御との相乗効果により、農作物の生産性の向上が期待されています。
- ③ しかし、現在、このような取組を推進する支援スキームは、農家や農業団体など生産者を主体としたものであったり、省エネルギー設備の導入促進を主目的としたものであり、産業界と生産者の連携による農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーション手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない状況です。
- ④ そのため、今後は、工場に隣接した実フィールド(農場)での実証試験などを想定し、未利用工場排熱や木質バイオマスの熱利用を組み入れるなど省エネルギーを推進しつつ、新たな農業生産システムの構築に向けたトータルパッケージ支援制度が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 工場排熱・バイオマス資源を活用した次世代環境制御植物工場の実証 概要:工場排熱と木質バイオマスを空調エネルギーに利用し、ハウス内 の温度・湿度・二酸化炭素濃度などをコントロールする次世代環 境制御型植物工場により国内市場に向けた高品質なミニトマトの 栽培実証を行なうとともに、リコピンなどの有用成分の抽出など

参加者:県内食品加工中小企業、農家

の食品加工の実証を実施する。

② 高付加価値農作物生産に向けた地面温度調節システムの実証

(温泉熱などを活用した真冬の完熟マンゴー生産)

概要:温泉熱や雪氷熱を熱源としたヒートポンプ式空調を導入した地面 温度調節システムを導入した次世代植物工場により、収穫時期を 真冬(12月ごろ)に制御した完熟マンゴーの生産の実証試験を実 施する。

参加者:県内外ものづくり中小企業、農家

提言: 未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業 生産システムの構築

現状

- ・ 我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱の有効利用が重要
- ・ 食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- ・ 生産性の高い農業生産システムではエネルギーコストの上昇が経営を圧迫
- ・ ものづくり中小企業の技術を農業分野へ展開する取組の推進

課題

- ・ 工場などから大量に大気に放出される未利用低温排熱などと植物工場との組合せは、企業と農家の連携による新たな農業生産システムとして期待されているが、農家や農業団体など生産者に限定した支援制度や、省エネルギー設備の導入促進に対する支援制度など、生産者と企業が連携した取組に対するトータルな支援メニューがない。
- ・ また、<u>農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーシ</u>ョン手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない。



生産者と企業の連携による工場に隣接した農場での実証試験などの省エネルギー農業生産システムの 構築に向けたトータルパッケージ支援制度の創出



未利用排熱などを活用した農業生産システムの推進

57 農商工連携による新事業展開の促進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開(農商工連携)に向けて、未利用資源の集約から加工、流通までのトータルパッケージを支援する制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 食料自給率は約40%と、主要先進国中最低水準にあるなかで、地域の基幹 産業である農林水産業の高付加価値化が求められ、特に、地域の活性化と並 行して農業の競争力を向上させるためには、規格外農作物などの未利用資源 と、ものづくり技術や商業ネットワークのマッチングによる新事業の促進が 重要となっています。
- 本県では、「みえグリーンイノベーション構想」(H25.3策定)のもと、県域を越えた広域連携による新たな産業創生に取り組むため、バイオマスの活用による地域産業の創出に資する地域連携や、ものづくり中小企業の技術を生かした第一次産業の高付加価値化に資する農商工連携などのグローバル展開を視野に入れた広域的な連携を推進しています。

《課題》

- ① 地域の農業現場では、商品にならない規格外農作物などの未利用資源を有効活用していく取組が活発となってきており、例えば高栄養飼料・機能性食品・化粧品・ 医薬品などの付加価値の高い商品の開発は、中小企業と農家が連携した広域的な新たなビジネスとして期待されています。
- ② このような状況のもと、地域の基幹産業に従事する農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外農産物などの未利用資源の集約から加工(最先端技術だけでなく既存技術も活用した、有効成分の抽出・分離)、流通までのトータルパッケージ支援制度が整備されていません。
- ③ また、広域的な連携(ローカル・トゥ・ローカル)の取組に対する支援も不足しており、さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手続きが多大な負担となっています。
- ④ このため、農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携(ローカル・トゥ・ローカル)による既存技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 爆砕などの技術を活用した高付加価値飼料の開発

(大豆の皮など未利用(不要物)資源を用いた飼料の改良による乳・ 牛肉製品の品質向上)

概要:栄養価は高いが消化が悪いため家畜用飼料として未活用の大豆の 皮などの未利用資源を、爆砕技術により加工し、新しい飼料を開発 することで、乳・牛肉製品の品質向上を目指す実証試験を実施する。 参加者:県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

② 抽出・発酵などの高度加工技術を活用した高付加価値素材の開発

(規格外農作物、種皮などの不要物などを使用した機能性食品の展開) 概要:大量に存在する規格外農作物(ニンジンやビートトップなど)や、食品加工残渣(かぼちゃの種など)の未利用資源から、高付加価値素材を発酵・分離・抽出・精製することで、機能性食品・化粧品などの原料への展開を目的とした実証試験に取り組む。

参加者:県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

提言:規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開(農商工連携)

現状

- 食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- ・ 規格外農作物など有効に活用されていない資源が豊富に存在

三重県では、

- バイオマスの活用による地域産業創出を推進
- ・ 中小企業の技術を生かした農産物の高付加価値化(農商工連携)を推進

課題

- ・農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、 新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外 農産物などの未利用資源の集約から加工(最先端技術だけでなく既存技術 も活用した、有効成分の抽出・分離)、流通までのトータルパッケージ支援 制度が未整備
- ・ 広域的な連携 (ローカル・トゥ・ローカル) の取組に対する支援不足
- ・ さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手 続きが多大な負担



農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携による既存 技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集 約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設



農業の高付加価値化を目指した新たなビジネスの創生

58 障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりの支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

障がい者の働く場を「福祉から就労へ」移行を促進する新たなしくみを持つ 拠点施設とするための、アンテナショップ・カフェの設立及びその安定的な事 業継続に向けたハード・ソフト両面を支援する助成制度を創設すること。

- 1 アンテナショップ・カフェ施設の整備に係る助成
- 2 授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向け た教育人材の確保・育成等、安定的な事業継続に係る助成

【現状と課題】

《現状》

- 障がい者自身の就労意欲の高まり等を背景に、本県の平成23年度新規求職者数は過去最高の2,038人(前年比11%増)となったものの、就職件数は半数以下の960件にとどまり、働きたい障がい者が必ずしも働けていない状況にあります。
- 本県では、社会全体の障がい者雇用の重要性に対する理解を進めるため、県民が障がい者と接したり交流したりする機会や「場」として、アンテナショップ・カフェの創設に向け、行政、経済・労働団体等が連携して仕組みづくりを進めています。
- 福祉から雇用へと結びつける福祉的就労施設についても、一般企業への就労移行者が年間1~2%にとどまっており、施設利用者の多くが低所得の状況です。また、魅力的な授産品が少なく、販売量も少ないという課題解決につなげるため、「売れる」商品開発を促し、生産量増加、工賃の上昇を図る仕組みと人材を備えたアンテナショップ・カフェの設置を検討しています。

《課題》

- ① 「福祉から就労へ」の流れを促進するため、「訓練を受けることによって障がい者が成長していきいきと働くことができる」ことへの理解を促す場としては、就労移行を促進する訓練機能を持ち、障がい者がフロントヤードで活躍できるアンテナショップ・カフェが最適です。そのための整備費の確保が課題となっています。
- ② 魅力的な商品開発を促し、生産量増加、工賃の上昇を図る情報発信の場としてのアンテナショップを運営する人材確保と育成に係る経費が必要です。
- ③ 県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携し、障がい者が希望する職域や新たな分野での雇用に結びつくよう、サービス産業分野での接客等、段階的に多様な業務経験や訓練の機会を確保するアンテナショップ・カフェ等拠点を整備する必要があります。
- ④ 障がい者雇用支援施策として「福祉から就労へ」移行を促進するアンテナショップ・カフェの整備とともに、授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向けた教育人材の確保・育成、ノウハウ、情報収集等に係る一体的な助成制度が必要です。

県担当課名 雇用対策課

1 厳しい障がい者の雇用環境

○障がい者就職率(H23 年度)

47.1%(全国22位)

- → 厳しい雇用・経済状況の中、働きたい障がい者が満足に就労できない。
- ○障がい者法定雇用率達成事業所割合(H24.6.1 現在) 50.2%(全国29位)
- ○障がい者実雇用率(H24.6.1 現在)

1.57%(全国45位)

- 2 福祉的就労施設における状況(低賃金、一般企業への就労が困難)
- ○授産施設平均工賃 12,477円(全国28位)
- ○県立特別支援学校卒業後の一般就労就職率 31.1%
- ○社会福祉施設から一般企業への就職率 年間1~2%
 - → 福祉的就労施設においても、工賃が低く、施設を出た者の就職が困難。
- 3 三重県障がい者雇用実態調査結果(平成21年度、回答7,000事業所)
- ○障がい者を雇用するにあたって課題があると回答した企業の割合 77.4%
 - ・職場の安全面の配慮が適切にできるか 35.8%

・両者で54.6%

- ・設備・施設・機器の改善をどうすればよいか 18.8%
 - → 県民が障がい者と交流する機会や場が乏しく、企業においても障がい者雇用の 重要性に対する理解が進んでいない。

本県の障がい者雇用の課題

- 1 段階的に多様な訓練を行うことによって、障がい者が成長し、特性に応じていきいきと働けることが理解されていない
- 2 授産品の販売機会が乏しく、品質・技術の向上が必要。魅力的な授産品が生産できない

課題解決に向けた今後の取組

県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携し「アンテナショップ・カフェ」 を創設

- ・授産品が多くの県民の目に触れる、障がい者と県民が接する交流の場
- ・授産品の生産技術、生産者の働く意欲の向上につながるブラッシュアップ、障がい者 の多様な業務訓練の場

提言



- 1 アンテナショップ・カフェ等の整備、運営に係る助成制度の創設
- 2 授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向けた教育人材の確保・育成、ノウハウや情報収集等に係る助成制度の創設

≪まちなかでのアンテナショップ・カフェ施設を整備(新設・改装等)≫

- ・厨房での弁当や飲食物の調理、カフェでの提供、店頭販売、清掃等の訓練・支援
- ・福祉事業所等で制作された授産品をコーディネートし、展示・販売

59 高度化事業の償還期限延長等について

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 事業環境の激変などにより経営不振に陥った高度化資金貸付先組合等に対して、県 等が早期に組合等に支援を講ずることができるような制度として、独立行政法人中小 企業基盤整備機構に事業再生支援制度などを整備すること。
- 2 高度化資金の償還期限(通常20年、特認として最大10年延長可能)を経営改善計 画で認められた償還期間まで拡大すること。

【現状と課題】

《現状》

- 中小企業や小規模企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るため、協同組合・商店街振興組合等を設立して、事業計画を作成し県及び中小企業基盤整備機構から中小企業高度化資金の融資を受け、高度化事業を実施しました。しかしながら、長引く世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが経営に与える影響が極めて大きく、さらに市場環境の変化に十分対応できず、受注(来客)の減少、単価の下落、利益の縮減(赤字転落)、資産価値の下落や、組合員の高齢化、組合員減少による一組合員あたりの負担の増加など、組合・組合員は非常に厳しい経営状況となっています。
- こういった環境を踏まえ、本県では、独立行政法人中小企業基盤整備機構と協働して、地域への影響等も考慮し、経営不振ではあるものの事業継続の可能性があり、事業継続意欲が高い協同組合等に対して外部専門家などを活用し、事業などの改善指導、事業改善計画の策定及び条件変更に係る手続き指導を行うなど、事業継続・再建に向けての支援を実施しています。
- また、高度化資金の最終償還期限延長の条件変更は、事業不振ではあるものの経営改善計画を策定し、組合・組合員が着実に実施できる見込みがある場合には最終償還期限を最大10年間延長することが可能となっていますが、それ以上は認められていません。なお、中小企業再生支援協議会が行う事業再生で債権者の同意を受けた再生計画については、高度化資金についても計画に示された期間内での返済が認められていますが、協同組合等にとっては利用が困難な状況です。

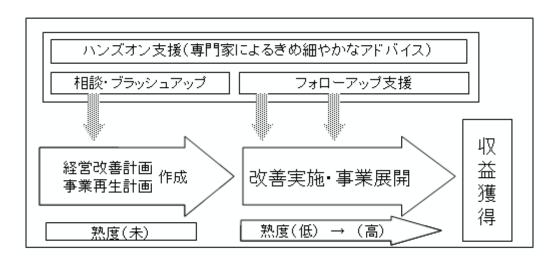
《課題》

- ① 地域経済や地域生活を支えているこれら組合・組合員が立ち直るには、経営改善や事業再生の計画作成支援に加えて、計画の実行段階での支援などを行うことが効果的です。 県が行っている支援事業を幅広くバックアップするため、組合・組合員への計画の作成から実行まで支援するハンズオン支援制度や債権の買取りも含めた事業再生支援制度を、独立行政法人中小企業基盤整備機構において創設することが必要です。
- ② 中小企業高度化資金の事業の実施先で、県・独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導等を受けて経営改善計画を作成し、着実にその計画を実行している組合等については、通常20年(特認として最大10年延長可能)の償還期限をその経営改善計画で認められる返済計画どおりの償還期間まで延長可能とすることが必要です。

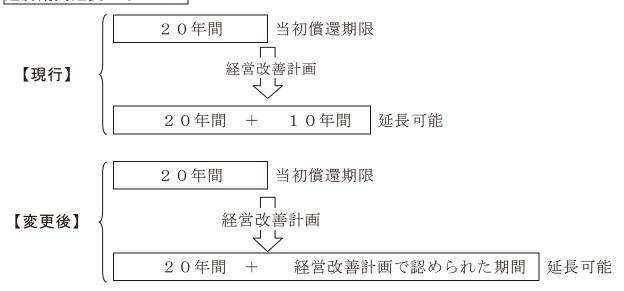
県担当課名 サービス産業振興課

関係法令等 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(中小企業基盤整備機構)

ハンズオン支援のイメージ



返済期間延長のイメージ





人通りがまばらな商店街 - 136 -

60 戦略産業雇用創造プロジェクトによる支援について

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方の雇用経済情勢が厳しい中、安定的かつ良質な雇用を創造するために地域の産業政策と一体となった雇用創造プロジェクトによる取組を支援すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成23年度の三重県の有効求人倍率は0.75倍で平成20年以降、厳しい状況が続いています。
- 本県の就業者を産業大分類別の構成比でみると、最も多いのは製造業で23. 8%となっており、全国の16.1%に比べると比率が格段に高くなっています。 (平成22年国勢調査)
- 本県の製造業での平成23年度新規求人数は、16,835人でリーマンショック 直前の平成19年度の26,734人と比べ37.0%の大幅な減少となっています。

《課題》

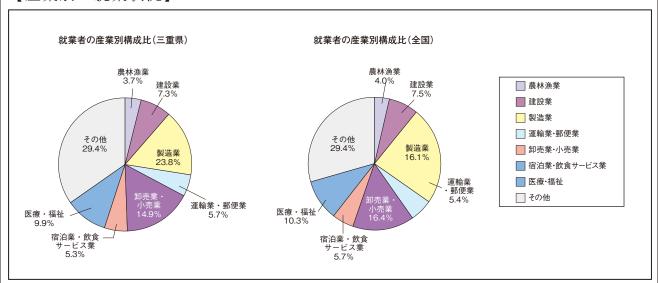
- ① このような本県の雇用情勢を抜本的に改善していくためにも、本県の経済を けん引する製造業の維持・強化が必要であり、特に、県内の製造品出荷額等の 5割以上を占める自動車関連産業(輸送用機械器具製造業、プラスチック製品 製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業)に注力した 取組を展開していくことが必要です。
- ② その際、経営資源に余力のない中小企業にあっては、新技術・新製品の開発を担う研究者・技術者や製造を担う技能者、さらには川下企業(完成車メーカー)とのネットワーク構築や販路開拓のための新規雇用が厳しい状況です。
- ③ このような状況を踏まえ、本県では産学官金が連携し、次世代自動車に関する大学への寄附講座の開設や、産業界における高度技術者雇い入れによる新分野展開や技術力向上の支援、中小企業等の研究人材の育成と雇用支援、さらには中小企業技術者養成講座の開設などに取り組んでいくこととしています。
- ① このような取組をパッケージで行うことにより、産業政策と一体となった効果的な雇用創造プロジェクトに取り組んでいきたいと考えており、地域産業が国際競争力を維持していくためにも国による積極的な支援が必要です。

県扣当課名 雇用対策課

【年度別有効求人倍率の推移】

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
三重県	1.42	1.41	1.38	0.91	0.44	0.62	0.75
全国	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68

【産業別の就業状況】



本県では、自動車の省エネ化のための軽量化等に向けた5つの研究会を設け、自動 車産業の振興を図っています。

研究会は、県雇用経済部と工業研究所が中心となり、大学の協力も得ながら、多くの企業が参加しており、それぞれテーマ別に「複合プラスチック研究会」、「金属材料研究会」、「接合技術研究会」、「CAE活用研究会」、「電動・電装部品研究会」があります。

この研究会活動を母体に、企業の技術的課題の解決や、販売先の拡大を図るための 事業主向け雇用拡大支援メニューを実施し、研究会参加企業が求める人材育成を行う とともに地域ネットワークを強化し、産業政策と一体となった質の高い雇用の創造を 図ります。

想定される具体的な取組

【次世代自動車 電動・電装部品寄附講座】

大幅に生産台数が増加しているハイブリッド車 (HV)、量産化が始まった電気自動車 (EV)、今後市販化が予定されている燃料電池車 (FCV) では、電池 (LIB)、大電 カ用ケーブル、インバータ・コンバータ、モーター等が新たな基幹部品となり、これらの 需要は今後さらに増加が期待できることから、これらの自動車駆動用の電動・電装部品に 関する研究開発を促進するため、県内企業との連携により県内大学に寄附講座を開設。

これにより、県内における次世代自動車基幹部品の研究開発機能を充実させ、県内企業の次世代自動車部品への展開を支援する。

61 官民協働による魅力ある観光地づくり支援の充実

(観光庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

官民協働による観光資源の商品化に向けた意欲的な取組を支援する「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」による着地型旅行商品の造成につながる魅力ある観光地づくりへの支援をさらにいっそう拡大すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、平成25年10月に伊勢神宮の式年遷宮、平成26年7月に熊野古道(紀伊山地の霊場と参詣道)世界遺産登録10周年を迎えることから、これを好機ととらえ、観光地づくりに積極的に取り組んでいます。
- 本県では、観光旅行者の多様なニーズに対応する観光振興の取組を県民、行政、観光事業者、関係団体と連携して進めることを「観光協創」と位置づけ、もてなしの向上や観光産業の活性化を進めています。
- 国の経済対策の一環である平成24年度補正予算による「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」には、県内の2事業が採択されています。
 - <リアル忍者育成ツーリズム~日本中の忍者ファンと創るみんなの忍者の町!><伊勢志摩地域を紡ぐ"人・自然・食・文化・暮らし"五感体感・感幸ツアー>

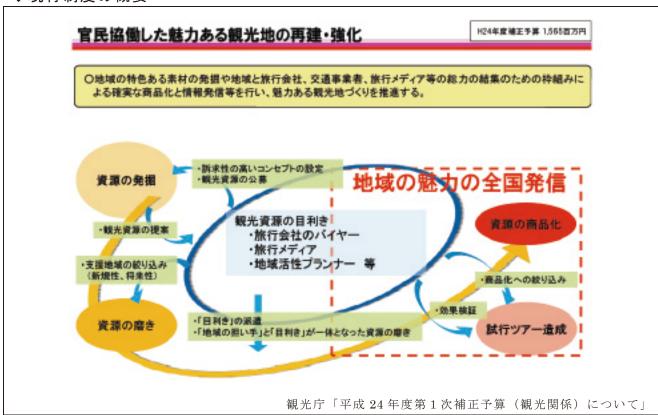
《課題》

- ① 魅力ある観光地づくりを推進していくためには、県民、行政、観光事業者、関係団体等の官民が連携し、観光資源の発信、磨き上げ、商品化が行われるよう機運を醸成し、やる気を引き出していくことが必要です。
- ② 県民、行政、観光事業者、関係団体等が連携した新たな取組は、専門的な知見や資金の不足により、その芽をいかしきれないことが懸念されます。
- ③ 魅力ある観光地づくりをより積極的に展開し、着地型の旅行商品づくりにつなげていくためには、観光資源の「目利き」や「モニターツアー」の実施等の専門的で実証的な支援が必要です。

県担当課名 観光政策課

関係法令等 観光立国推進基本法 観光立国推進基本計画

◆現行制度の概要



◆平成 24 年度の採択事業(官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業)



◆今後の実施が期待される事業例



62 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

(観光庁、外務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)における重点市場であるタイからの観光旅行に関する査証発給要件の緩和、査証申請手続きの簡素化を行うこと。 また、査証免除措置の検討を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- タイ人が日本に観光目的で入国する場合には、査証を取得する必要があります。
- 平成24年6月1日より短期滞在数次ビザの発給が開始されました。しかしながら滞在期間は、原則15日(申請内容に応じて審査の結果、最大90日)で、有効期間は最大3年となっています。

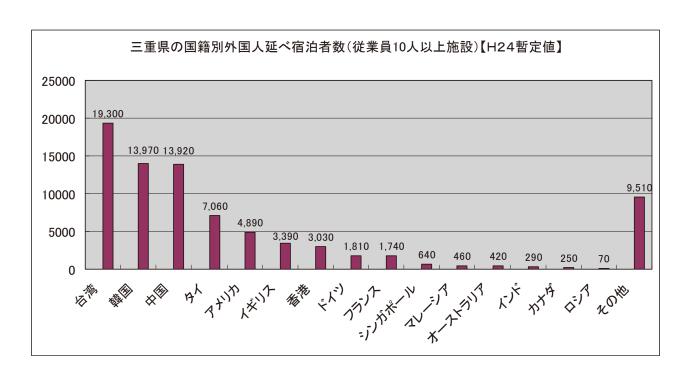
《課題》

- ① 短期滞在数次ビザは、経済的な要件などがある上、申請には各種書類の提出などが必要で、繁雑な手続きを伴う査証の取得が必要であることには変わりありません。
- ② この制度の導入により、タイから日本への観光客の増加など、日・タイ間の 交流の発展が期待されていますが、今後のさらなる交流促進のためには、査証 発給要件の緩和(滞在期間・有効期間の長期化等)、査証申請手続きの簡素化 が必要であり、さらには、査証免除措置の検討が必要です。

県担当課名 国際戦略課

関係法令等 出入国管理及び難民認定法

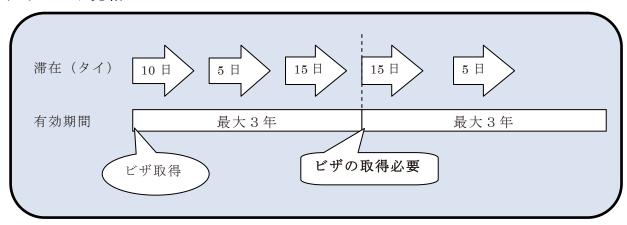
〈外国人延べ宿泊者数〉



〈アジア各国の訪日観光ビザ見直しの経緯〉



〈タイのビザ発給〉



63 地方の自由度を高める地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

1 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移譲、国 の過剰な関与や義務付け・枠付けの廃止、縮小を進めること。

また、国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲を進めること。

2 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。

【現状と課題】

《現状》

■ いわゆる第2次分権改革において、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進 委員会の勧告を契機に、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国と 地方の協議の場の法制化などの取組が順次進められてきました。

特に義務付け・枠付けの見直しについては、対象となる約4,000条項が順次見直され、第3次見直しに係る事項(衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案)及び地方からの提案に基づく第4次見直しに係る事項について、平成25年4月12日に第3次一括法案が国会提出されたところです。

また、国の出先機関のほとんどの事務・権限については、広域での一定の連携・調整を図ることにより県・政令市毎の受入が可能となっています。

■ 平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づく「国と地方の協議の場」については、前政権において法制化(「国と地方の協議の場に関する法律(平成25年5月2日公布)がなされ、それ以降合計12回の協議(平成25年4月末日現在)が行われているところです。

《課題》

① 義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じた行政サービスの実現にとどまらず、意欲ある地方・民間の力が引き出されることにより、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生にも繋がるものです。

このため、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議を最大限活用し、今後策定が見込まれる、いわゆる骨太方針において地方分権改革の方向性を明確にするなど、さらなる取組を進めることが必要です。

本県では、国の事業のうち県が行うことで県民により良いサービスを提供できるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務権限の移譲を積極的に求め、その成果を県民が実感できるよう取り組んできました。

さらに、各地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力と責任に満ちた地域社会の実現を図るため、取組の更なる進展が求められています。

②「国と地方の協議の場については、地方自治に関する重要事項などについて政策の立案段階から国と協議することにより、地方としての意見を国政に反映することが必要ですが、取り上げるべき協議事項について特に明確なルールが定められていないことなど、さらなる効果を発揮するため運用の改善が必要です。

県担当課名 政策提言・広域連携課

関係法令等 国と地方の協議の場に関する法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係は徐の整件に関するは徐

関係法律の整備に関する法律

地方分権改革推進委員会(第1次安倍内閣) と地方分権の動き

地方分権改革推進委員会

第3次勧告

1 「国と地方の協議の場」

「国と地方の協議の場に関する法律(H23. 5.2公布)」 に基づき法制化

第3次勧告

2 義務付け・枠付けの見直し

第1次~第4次見直し及び第1次、第2次一括法により順次、対応。第3次一括法案を国会提出

第1次勧告

3 都道府県から基礎自治体への権限移譲

第2次見直しと第2次一括法、第4次見直しと第3次一 括法案により対応

第2次勧告 第1次勧告

4 国から地方への権限移譲

国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの取組が順次進められてきたが、分権改革の推進のためさらなる取組が必要。 具体的には、

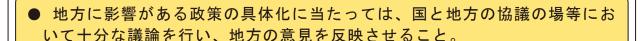
- 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移 譲、国の過剰な関与や義務付け・枠付けの廃止、縮小を進めること。
- 国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲を進めること。

「国と地方の協議の場」の活用

「国と地方の協議の場に関する法律(平成23年5月2日公布)」による法制化がなされ、 それ以降合計12回の協議(平成25年4月末現在)を開催。

協議は一定の成果が見受けられるものの、運用上の課題も見受けられる。

- ・協議の結果を政策に活かせるような協議回数や開催時期の設定が必要
- ・協議事項に関する明確なルールが設定されておらず、国と地方の双方の要望が協議されるわけではないこと など



64 TPP交渉への妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、外務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP交渉に参加するからには、守るべきものを守ることはもちろん、日本の強み を伸ばすことにつながるようなルールも勝ち取れるよう、政府が一丸となって、妥 協せず、しっかりと交渉すること。
- 2 TPP交渉については、農林水産業・農山漁村の衰退を招く、或いは食の安全・安心や国民皆保険制度の維持に影響があるのではないかとの不安の声も多いことから、国民生活に与える影響や関係国との交渉に関する情報を十分提供するとともに、政府としてしっかりと説明責任を果たすこと。
- 3 特に、地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的機能を有する農林水産業については、関税撤廃の例外品目や食の安全・安心を確保すること。また、国の責任において、農林水産業者が将来展望をもって農林水産業経営を持続し、競争力を強化していくための対策を講じること。

【現状と課題】

《現状》

- TPPは、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標であり、物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易のみではなく、投資や知的財産などの非関税分野や、環境や労働などの新しい分野を含む包括的協定として交渉されています。
- TPPについては、関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小など、さまざまな分野で不安の声があります。
- 農林水産業については、安全で安心な農林水産物を安定的に供給する食料供給 産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承など産業としての側面だけで ない機能も担うなど、将来にわたり、地域の経済や社会に貢献し、就業の場を担 っていくべき大切な産業です。
- 本県では、農林水産業・農山漁村が持続的に発展していけるよう、農林水産業経営の高度化や多角化など「もうかる農林水産業」の実現に向けた施策を展開しているところです。

《課題》

- ① TPPが国益にかなうものとなり、国民の皆さんが将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしつかりと交渉をする必要があります。また、TPPに関して不安を抱いている方もいることから、協定交渉に関する情報を十分に提供するとともに、政府としてしっかり説明責任を果たすことが必要です。
- ② 日本は、食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に、主要農林水産物の関税が撤廃された場合には、国内農林水産業への影響は甚大です。このため、主要農林水産物については、適切な国境措置や競争力を強化していく対策等を講じることで、農林水産業を持続的に発展させていくことが必要です。

県担当部名 戦略企画部 農林水産部 健康福祉部 雇用経済部

TPP (環太平洋パートナシップ) の基本的考え方

- ① アジア太平洋地域における高い 水準の自由化が目標
- ② 非関税分野や新しい分野を含む 包括的な協定
- ※ 平成 25 年 4 月現在 11 か国が参加



現状

- ・TPPは、関税撤廃やサービス貿易だけではなく、投資などの非関税分野や、環境 や労働などの新しい分野を含む包括的協定であり、国民生活への影響が大きい。
- ・TPPは、貿易が盛んになるという意見がある一方、農林水産業・農山漁村の衰退 や食の安全・安心など、さまざまな分野で不安の声がある。
- ・農林水産業については、食料供給産業であるとともに、将来にわたり、地域の経済 や社会に貢献し、就業の場を担っていく大切な産業である。

課題

- ・地方では、TPPに関して不安を抱いている方もおり、国民の皆さんが将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉する必要がある。
- ・TPP交渉に関する情報を十分提供し、政府としてしっかり説明責任を果たす必要がある。
- ・主要農林水産物の関税率が撤廃された場合、国内農林水産業・農山漁村への影響は 甚大である。
- ・特に本県では、農林水産業・農山漁村の存続を左右しかねない重要な課題であり、 農林水産業・農山漁村の振興に大きな支障が及ぶ。



TPP交渉への妥協のない対応を!

- ・政府が一丸となって、妥協せず、しっかりと交渉をすること。
- ・政府は、TPP交渉に関する十分な情報提供と、説明責任を果たすこと。
- ・関税撤廃の例外品目や食の安全・安心を確保すること。
- ・農林水産業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を強化していく対 策を講じること。

65 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など個別 課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。
- 3 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のための科目を編成できるよう、柔軟な教育課程の運用を可能にするとともに、定数の加配措置を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、小学校1、2年生での30人学級(下限25人)と、中学校1年生での35人学級(下限25人)を実施しています。また、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消するなど、きめ細かな教育を推進しています。
- 年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する日本 語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単独加配を配 置し、個々の状況にあわせた対応を進めています。
- 本県では、県立高等学校3校に発達障がい支援員を配置し、高等学校に在籍 する特別な支援を必要とする生徒への教育相談等の支援を行っています。

《課題》

- ① 加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- ② 先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充が必要です。
- ③ 発達障がいを含め、特別な支援を必要とする生徒が増加しているなか、高等学校における個に応じた指導・支援の推進を図るため、教育課程の弾力的運用及び定数の加配措置が必要です。

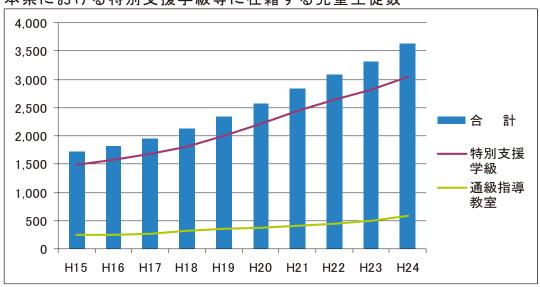
県担当課名 教職員課 特別支援教育課 高校教育課

【本県の取組と課題】

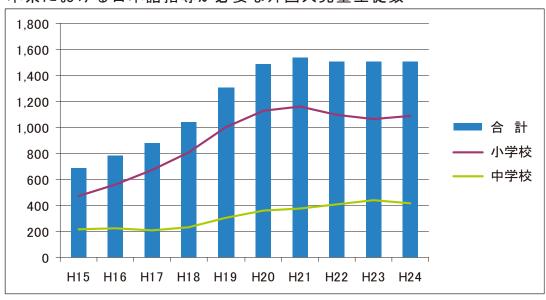
本県における少人数教育の取組

年度	取組概要					
	少人数学級	少人数授業				
H15	小 1・30 人学級(下限 25 人)の実施	加配定数・非常勤の配置				
H16	小 2・30 人学級(下限 25 人)の実施					
H17	中 1・35 人学級(下限 25 人)の実施					
H18	中1の他学年等への振替可					
H19						
H20						
H21						
H22	₩					
H23	小1の35人学級編制の実施					
H24	小2の36人以上学級の解消					
H25	★	\				

本県における特別支援学級等に在籍する児童生徒数



本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数



66 環境にやさしい四日市港づくりに向けた取組に対する 支援の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 港湾の低炭素化に向けた取組に対する支援の充実を図ること。 港湾における先進的技術を用いた低炭素化設備の導入に対する支援(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)の予算額を増額するとともに、平成27年度 以降も事業を継続
- 2 景観配慮に必要な港湾施設の保全に対する支援の充実を図ること。 重要文化財の周辺港湾施設の補修・更新について、社会資本整備総合交付金(統合補助)の国費率を引き上げ(1/3→1/2)

【現状と課題】

《現状》

- 四日市港は、地球にやさしい港に向け、全国の港湾で初となる「四日市港温室効果ガス削減推進協議会」を関係者と設立して港湾から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでおり、この取組の一つとして、港湾運送事業者を中心に荷役機械のハイブリッド化等の先進的技術を用いた港湾の低炭素化を進めています。
- 四日市港は開港指定を受けてから110年以上の歴史がある港湾で、発祥の地である四日市地区には、国内で現役唯一の跳開式可動橋など、重要文化財に指定されている施設が複数あり、周辺景観の保全について地元関係者より強く求められております。

《課題》

- ① ハイブリッド型荷役機械等の先進的技術の導入には多額の費用を要します。 平成24年度に創設された「災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業」は3ヵ年の事業予定であり、継続して港湾の低炭素化を進めて行くためには、期間の延長と財政支援の充実が必要です。
- ② 文化財周辺には老朽化しているものの、現在も利用されている港湾施設が多数あり、施設の補修や更新が必要な状況です。しかしながら、景観配慮の必要性から通常の補修や改修などにより事業費が増加することから費用の捻出が課題となっています。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法 京都議定書目標達成計画 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

港湾の低炭素化に向けた取組に対する支援の充実

現状

- ■港湾では全国初となる 四日市港温室効果ガス削減推進 協議会を関係者と設立
- ■港湾の低炭素化に向け、先進的 技術(ハイブリッド技術)を活用 した荷役機械を順次導入中

課題

- ■先進技術の導入は費用負担が大きい
- ■港湾の低炭素化には長期間の取組が必要



ハイブリッド型 トランスファークレーン



ハイブリッド型 ストラドルキャリア



『災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業』について

- ■予算額を増額
- ■平成 27 年度以降も事業を継続

(現行の事業期間:平成24年度から26年度まで)

景観配慮に必要な港湾施設の保全に対する支援の充実

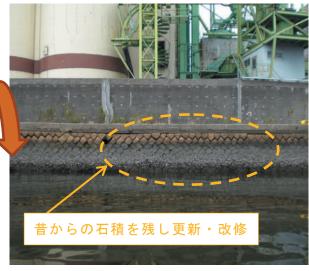
現状

課題

■ 良好な歴史的景観が広がる千歳運河沿い ■景観に配慮した更新・改修事業は の石積み護岸等の老朽化が進行

財政負担が大きい







景観への配慮が必要な港湾施設の補修・更新についての補助制度

■重要文化財の周辺港湾施設の補修について、 社会資本整備総合交付金(統合補助)の国費率を引き上げ

 $(1/3\rightarrow1/2)$